

いのち支える寒河江市自殺対策計画 (第2期)



いのち支える

令和6年3月
寒 河 江 市



寒河江市長

佐藤 洋 樹

はじめに

本市では、平成31年3月に策定しました「いのち支える寒河江市自殺対策計画」に基づき、「こころといのちを大切にし、ともに支えあい安心して暮らせるまち」を基本理念とし、市民一人ひとりが、いのちの尊さを理解し、生きることの喜びを感じられる地域社会の実現のため、取り組んでまいりました。

平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺対策を総合的に推進してきたことで、わが国の自殺者数は減少傾向にありました。しかし、令和2年からは3年連続の増加に転じ、依然として毎年2万人を超える尊い命が失われ、非常事態が続いていることには変わらない状況にあります。

本市においても、自殺者数は減少傾向にありましたが、令和2年、令和3年と2年連続で高くなり、令和4年には減少しています。

昨今の自殺者数の増加は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなど考えられますが、自殺の背景には、多くの危険要因が潜んでおり、引き続き、きめ細やかな自殺対策の一層の強化を図っていく必要があります。

このたび、これまでの取り組みについて評価し、今後の課題や国、県の施策の動向等を踏まえ「いのち支える寒河江市自殺対策計画（第2期）」を策定しました。

令和10年度までの5年間に於いて、5つの「基本施策」と4つの「重点施策」を掲げ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、全庁的な取り組みとして進めるとともに、様々な分野の関係機関と連携を深め、総合的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました、いのち支える寒河江市自殺対策計画策定委員会の委員の皆様、ご協力いただきました関係各位に対しまして厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

目次

基本理念	3
第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の数値目標	5
第2章 本市における自殺の現状	
1 自殺の現状分析にあたって	6
2 統計データからみた現状	
（1）自殺者数・自殺死亡率の推移	7
（2）性別・年代別の状況	8
（3）職業別の状況	9
（4）同居人の状況	9
（5）原因・動機別の状況	9
（6）自殺未遂歴の状況	10
（7）自損行為による救急の出動件数の推移	10
（8）山形県における年齢階級別死亡順位	11
（9）地域自殺実態プロファイルより主な自殺の特徴と背景	11
第3章 第1期計画（令和元年度～令和5年度）の取組と今後の課題	
1 第1期計画の施策の体系	13
2 第1期計画における取組の評価と課題	14～25
第4章 第2期計画（令和6年度～令和10年度）における取組	
1 基本方針	26～27
2 施策の体系	28
3 基本施策	28～42
4 重点施策	43～45
第5章 自殺対策の推進体制	
1 いのち支える寒河江市自殺対策庁内会議	46
2 いのち支える寒河江市自殺対策計画推進委員会	46
3 いのち支える寒河江市自殺対策計画策定委員会	47
4 いのち支える寒河江市自殺対策計画（第2期）の策定経過	48
資料編 自殺対策基本法	49～52
いのち支える寒河江市自殺対策庁内会議設置要綱	53～54
いのち支える寒河江市自殺対策計画推進委員会設置要綱	54～55

基本理念

「こころ」と「いのち」を大切にし、
ともに支えあい安心して暮らせるまち

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」と認識されるようになってきました。翌19年6月には「自殺総合対策大綱」により自殺対策の基本的な認識が示され、国を挙げ自殺対策を総合的に推進してきました。施行から10年の節目に当たる平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、すべての都道府県及び市町村が都道府県自殺対策計画または、市町村自殺対策計画を策定することとなりました。これを受け、平成31年3月に「いのち支える寒河江市自殺対策計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、自殺対策を推進してきました。

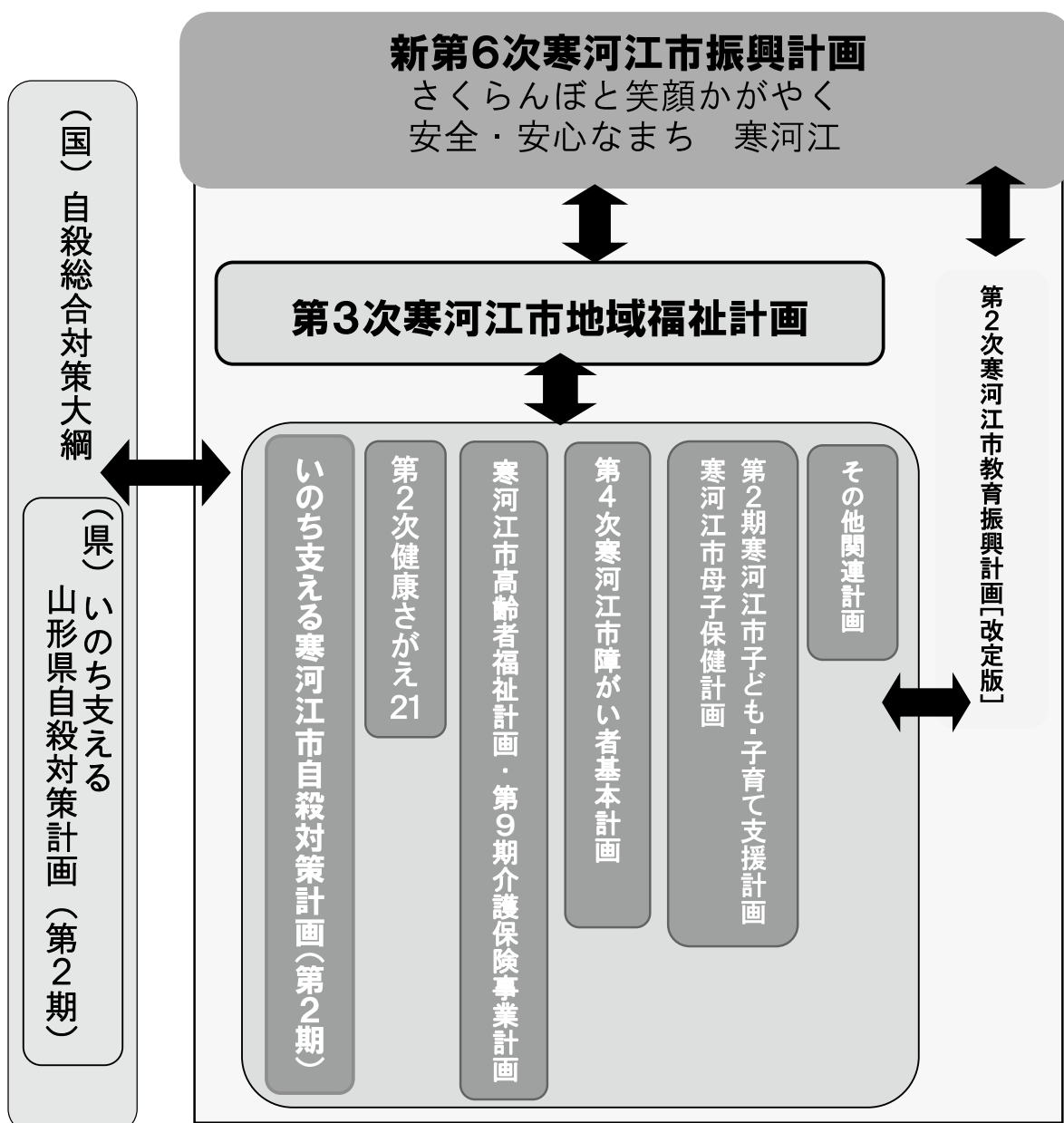
しかし、自殺者数は依然として2万人を超える方々が自ら尊い命を絶たれている事実に変わりはなく、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児、介護疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

今回のいのち支える寒河江市自殺対策計画（第2期）（以下「第2期計画」という。）では、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえながら、第1期計画の評価や課題の洗い出しを行うとともに、本市における自殺に関する現状分析を通じ、自殺は防ぐことのできる社会的な問題であるという基本認識のもと、保健、医療、福祉、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」としてきめ細やかな対策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、自殺対策の方策等を定め、生きることの包括的な支援を実施するために策定する計画です。

本計画は、本市の最上位計画である「新第6次寒河江市振興計画」上位計画である「第3次寒河江市地域福祉計画」の個別計画として位置付けるとともに、「第2次健康さがえ21」、「寒河江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第4次寒河江市障がい者基本計画」等の関連計画や、国の「自殺総合対策大綱」および県の「いのち支える山形県自殺対策計画（第2期）」とも整合性を図って策定します。



3 計画の期間

本計画は、国の自殺総合対策大綱も踏まえ、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの 5 年間で計画期間として設定します。

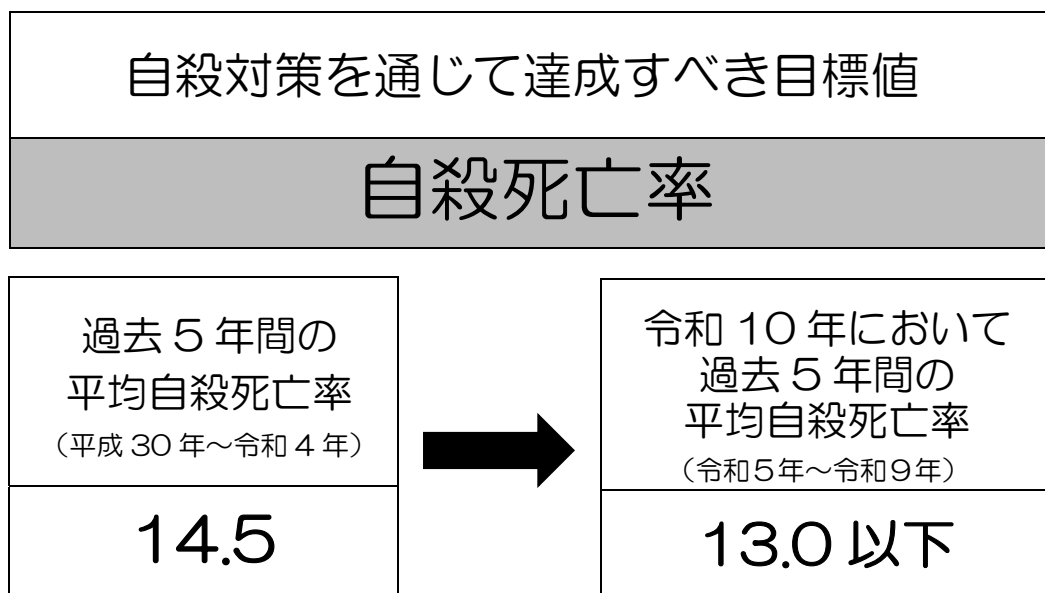
4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。

国は、平成 29 年 7 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、令和 8 年までに自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）を、平成 27 年の 18.5 から 30% 以上減少させることを目標に 13.0 以下とする数値目標を掲げ対策を講じてきました。その目標は、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱においても引き続きの目標となっています。

山形県においても、平成 27 年の自殺死亡率を 30% 以上減少させるという考えのもと、令和 8 年までの自殺死亡率を 15.1 以下とし、計画期間の令和 9 年においても同値としています。

本市においては、国や県の考え方を参考に、平成 27 年の自殺死亡率を 30% 以上減少させるとなると、15.4 以下となり、令和 4 年だけの自殺死亡率をみると 15.2（「令和 4 年山形県の人口と世帯数について（山形県統計企画課）」の寒河江市の人口を用いて算出）とすでに達成した数値になります。また、1 人の死亡が自殺死亡率に大きく影響することから、単年ではなく複数年で評価していく必要があると判断しました。その考えのもと、平成 30 年から令和 4 年までの過去 5 年間の自殺死亡率を平均したところ、14.5 となることから、令和 10 年に過去 5 年間の自殺死亡率を平均し、国の数値目標を参考に 13.0 以下を目指します。



第 2 章 本市における自殺の現状

1 自殺の現状分析にあたって

自殺対策を推進するために、自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのために、本計画では、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁の自殺統計を基に厚生労働省が作成した「地域における自殺の基礎資料」を用いていますが、下表のように両統計の集計方法等が異なるため、自殺死亡者数及び自殺死亡率に差異があります。さらに、いのち支える自殺対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し現状の分析をしました。

	地域における自殺の基礎資料	人口動態統計
根拠資料	警察庁が作成する自殺統計原票	死亡診断書
集計対象	日本における外国人を含む	日本における日本人
特 徴	捜査等により、自殺と判明した時点で自殺統計原票を作成し計上する	死因不明の場合は、不明のまま処理し、訂正報告がない場合は自殺には計上しない

2 統計データからみた現状

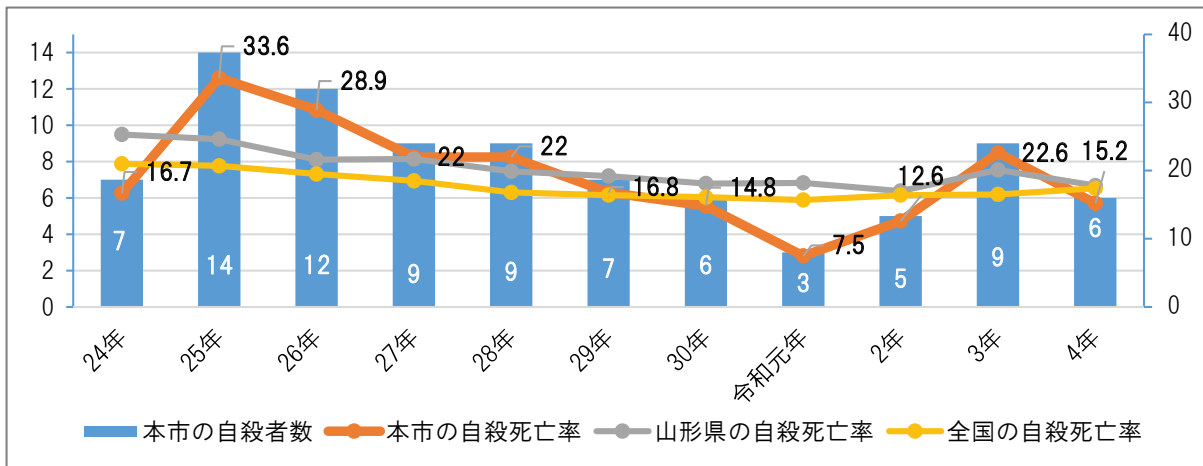
(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、平成25年に14人と最も多く、その後減少傾向であったが、令和3年には9人と増加し、令和4年には6人となっています。

山形県の自殺者数は、平成18年の381人をピークに減少傾向が続いていたが、令和3年に前年より大きく増加し、令和4年には減少しています。

本市の自殺死亡率は、平成25年の33.6をピークに低下傾向が続いていたが、令和3年に22.6で、全国や山形県よりも高くなったが、令和4年には低くなっています。

【図1】本市の自殺者数と自殺死亡率の推移



※令和4年における本市の自殺死亡率は、「令和4年山形県の人口と世帯数について（山形県統計企画課）」の人口を用いて算出

【表1】本市の自殺者数と自殺死亡率の推移

年	平成24	25	26	27	28	29	30	令和1	2	3	4
寒河江市自殺者数(人)	7	14	12	9	9	7	6	3	5	9	6
寒河江市男性自殺者数	4	8	5	7	7	2	3	3	5	8	4
寒河江市女性自殺者数	3	6	7	2	2	5	3	0	0	1	2
寒河江市自殺死亡率	16.7	33.6	28.9	22	22	16.8	14.8	7.5	12.6	22.6	15.2
山形県自殺者数(人)	290	279	243	243	220	210	196	195	180	211	184
山形県男性自殺者数	210	194	174	169	158	140	149	143	126	154	132
山形県女性自殺者数	80	85	69	74	62	70	47	52	54	57	52
山形県自殺死亡率	25.3	24.6	21.6	21.7	19.9	19.2	18.1	18.2	17	20.1	17.8
全国自殺死亡率	21	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4

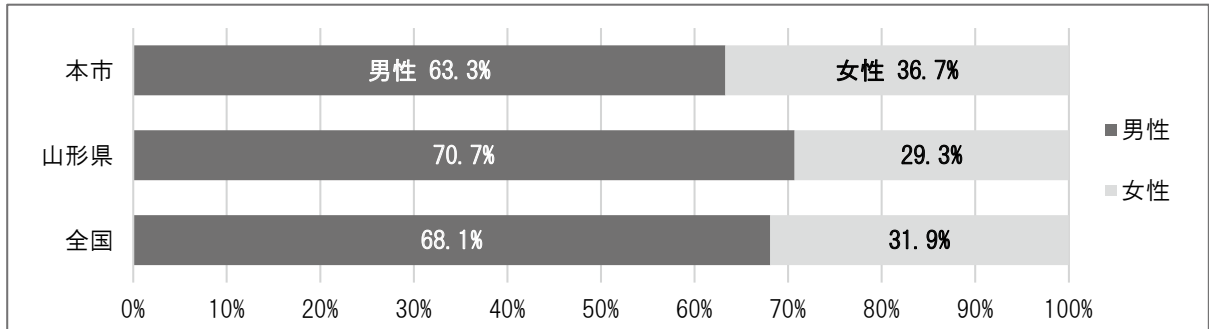
※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数を表す

(厚生労働省：人口動態統計)

(2) 性別・年代別の状況

本市の自殺者の性別構成割合は、平成29年から令和3年の5年間でみると、男性が63.3%、女性が36.7%となっており、全国・山形県と比べると、やや女性の割合が高い傾向になっています。

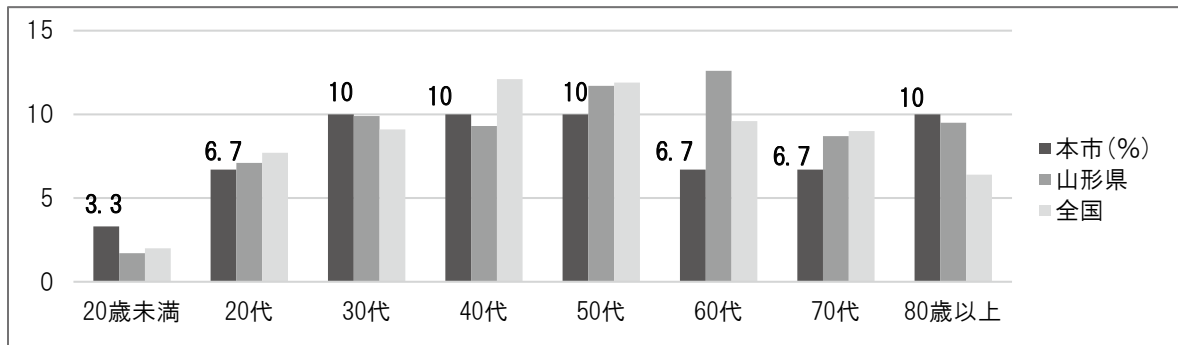
【図表2-1】性別の自殺者割合



(厚生労働省：地域における自殺の基礎資料)

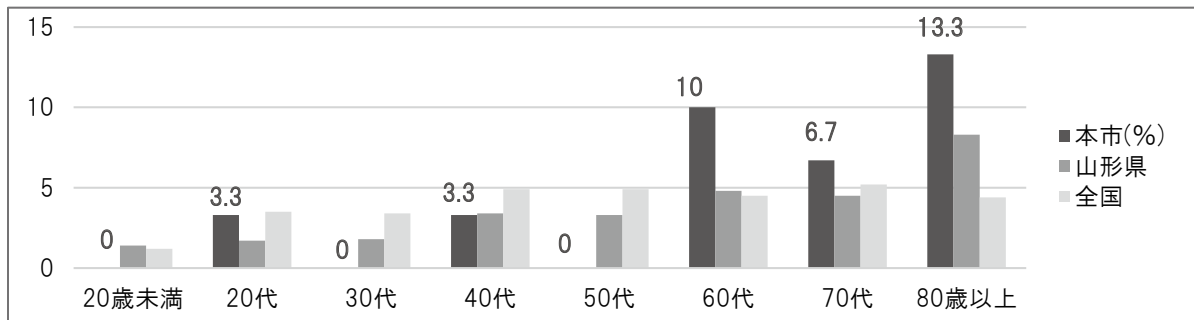
本市の男性自殺者の年代別割合は、平成29年から令和3年の5年間でみると、男性では20歳未満、80歳以上で全国・山形県と比べ高い状況です。女性では60代以上で全国や山形県と比べ高い状況です。

【図表2-2】男性・年代別の自殺者割合



(厚生労働省：地域における自殺の基礎資料)

【図表2-3】女性・年代別の自殺者割合

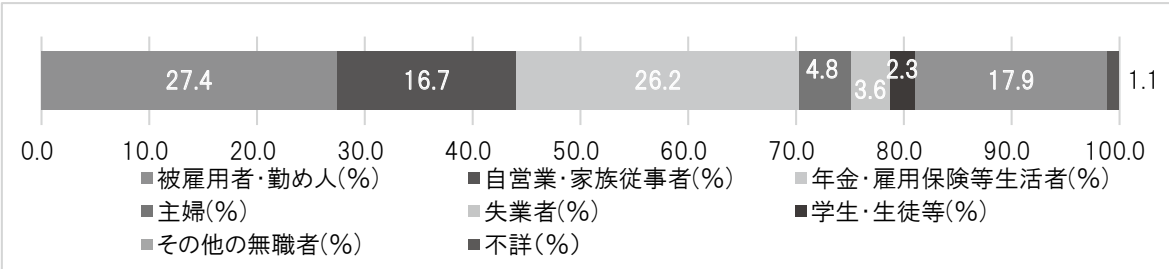


(厚生労働省：地域における自殺の基礎資料)

(3) 職業別の状況

本市の職業別自殺者割合は、平成24年から令和3年までの10年間でみると、有職者が44.1%、無職者が55.9%となっています。無職者の中では、年金・雇用保険等生活者が26.2%と最も多くなっています。

【図表3】職業別の自殺者割合



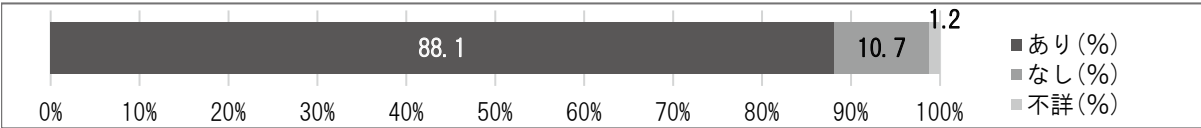
(厚生労働省：地域における自殺の基礎資料)

※有職者…被雇用者・勤め人、自営業・家族従事者
無職者…年金・雇用保険等生活者、主婦、失業者、学生・生徒等、その他の無職者

(4) 同居人の状況

本市の自殺者の同居人の有無は、平成24年から令和3年までの10年間でみると、同居人がいた割合が88.1%となっています。

【図表4】同居人の有無別割合

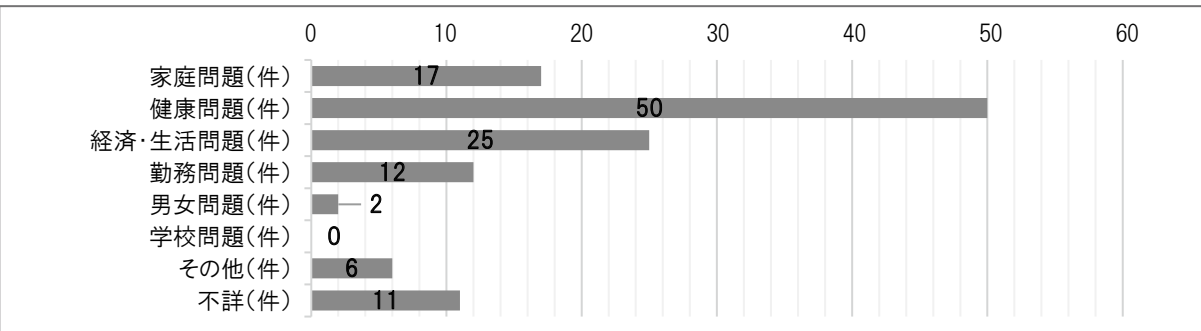


(厚生労働省：地域における自殺の基礎資料)

(5) 原因・動機別の状況

本市の原因・動機別件数は、平成24年から令和3年までの10年間でみると、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題となっています。

【図表5】原因・動機別件数（複数回答あり）

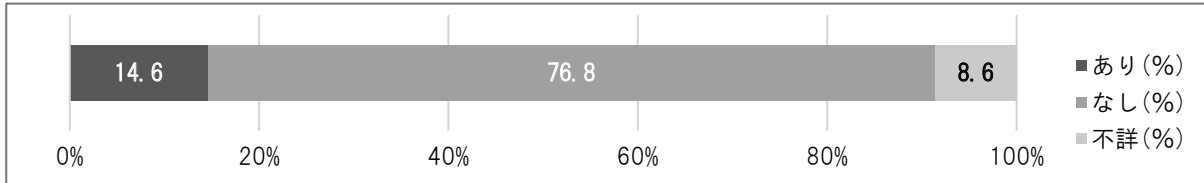


(厚生労働省：地域における自殺の基礎資料)

(6) 自殺未遂歴の状況

本市の自殺者における自殺未遂歴は、平成24年から令和3年までの10年間でみると、「なし」の割合が、76.8%となっています。

【図表6】自殺未遂歴の有無別割合

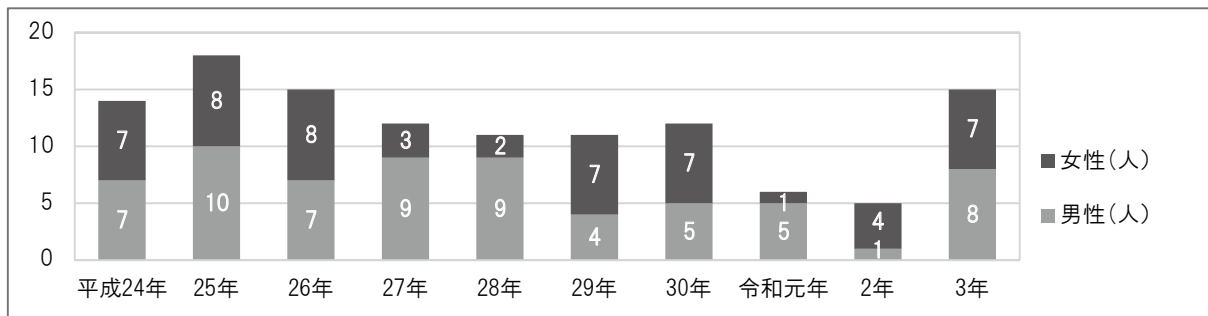


(厚生労働省・地域における自殺の基礎資料)

(7) 自損行為による救急の出動件数の推移

本市の自損行為による救急の出動件数の推移は、平成24年から令和3年までの10年間でみると、平成25年以降減少傾向にあったが、令和3年に大きく増加しています。また、女性がやや多い傾向になっています。

【図表7】自損行為による救急の出動件数（本市に住所を有する者）



(西村山広域行政事務組合消防本部：救急統計)

※自傷行為…自殺の意図のない故意に自身を損壊する行為。

※自損行為…故意に自身を損壊するあらゆる行為。

(8) 山形県における年齢階級別死亡順位

本県における年齢階級別（10歳以上）死亡順位は、平成29年から令和3年の5年間でみると、自殺は10～30歳代で第1位、40歳代で第2位となっています。

【図表8】山形県における年齢階級別の死亡順位

年齢階級	第1位		第2位		第3位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合
10～19歳	自殺	48%	悪性新生物	15%	心疾患	10%
20～29歳	自殺	46%	悪性新生物	13%	不慮の事故	10%
30～39歳	自殺	30%	悪性新生物	22%	心疾患	10%
40～49歳	悪性新生物	32%	自殺	15%	心疾患	14%
50～59歳	悪性新生物	40%	心疾患	15%	脳血管疾患	8%
60～69歳	悪性新生物	46%	心疾患	13%	脳血管疾患	7%
70～79歳	悪性新生物	40%	心疾患	14%	脳血管疾患	9%
80～89歳	悪性新生物	25%	心疾患	15%	脳血管疾患	10%
90～99歳	老衰	22%	心疾患	18%	悪性新生物	13%
100歳～	老衰	44%	心疾患	14%	脳血管疾患	8%

(厚生労働省「人口動態統計」)

(9) 地域自殺実態プロファイルより主な自殺の特徴と背景

【図表9】本市の主な自殺の特徴（平成29年～令和3年合計）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位：男性60歳以上無職同居	6	20.0%	37.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位：女性60歳以上無職同居	5	16.7%	16.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上無職独居	3	10.0%	86.2	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：男性20～39歳有職同居	3	10.0%	19.1	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位：男性40～59歳有職同居	3	10.0%	14.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

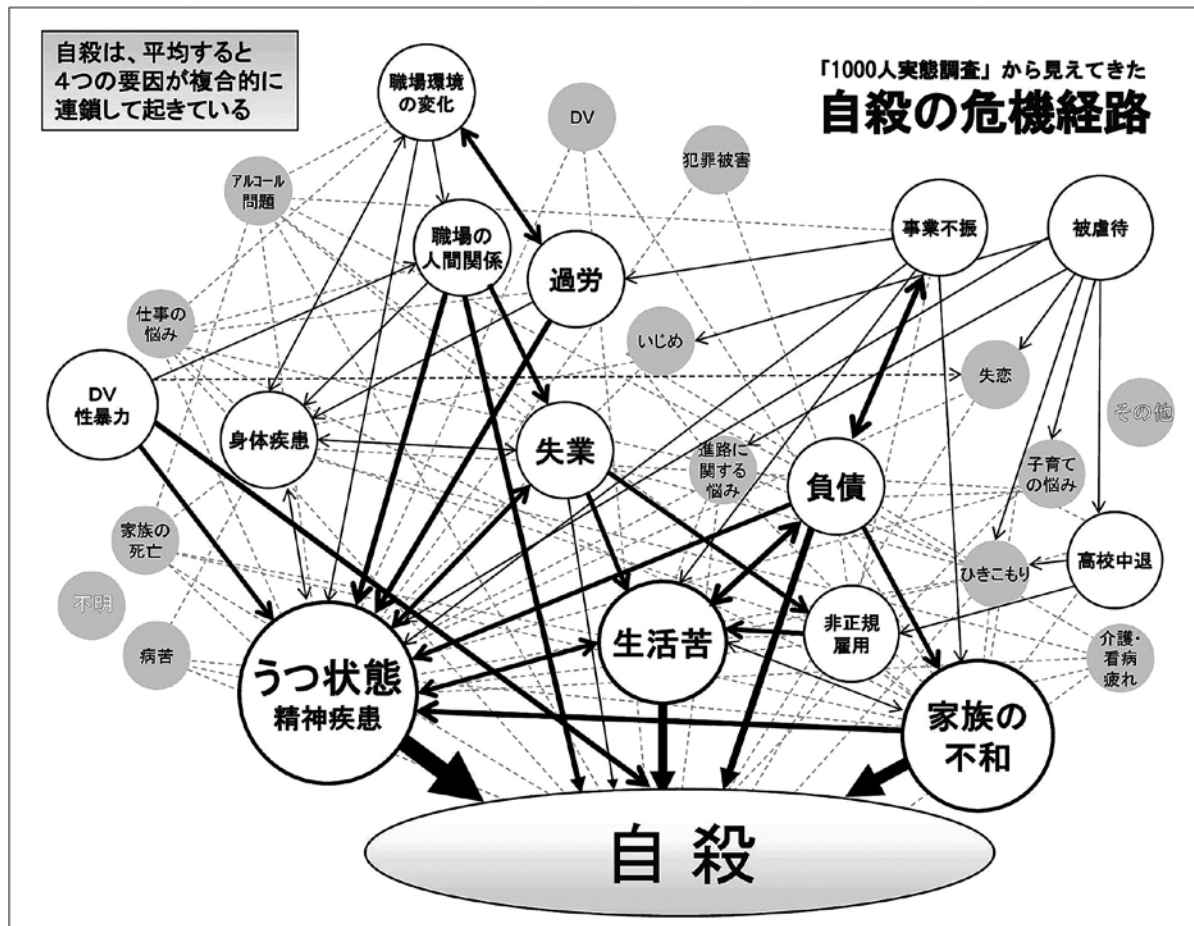
・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPIにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

【参考資料】

NPO法人ライフリンク「自殺実態白書2013」より



上記の図は、NPO法人ライフリンクが自殺に至るまでのプロセスを明らかにすることで、具体的かつ実践的な自殺対策の立案・実施につなげることや、死から学ぶことで、同じような形で自殺に追い込まれていく人を一人でも減らすことを目的に行った「自殺実態1000人調査」から見てきた「自殺の危機経路」です。

この調査から見てきたのは、自殺の背景には様々な「危険要因」が潜んでいること。図中の○印の大きさは、自殺要因の発生頻度を表しており、大きいほど要因の発生頻度が高いということを示しています。また、矢印の太さは、要因と要因の因果関係の強さを表しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖していることがわかります。この調査では、自殺に至るまでに「平均4つの要因」を抱えていたことが明らかになりました。

第3章 第1期計画（令和元年度～令和5年度）の取組と今後の課題

1

第1期計画の施策の体系

令和元年度からの第1期計画においては、「こころ」と「いのち」を大切にし、ともに支え合い安心して暮らせるまちを基本理念とし、本市の自殺対策は、下記のとおり2つの施策群で構成し、5つの基本施策と特に重点的に取り組む必要のある施策として、「高齢者の自殺対策」「生活困窮者の自殺対策」「子ども・若者の自殺対策」「勤務・経営の自殺対策」を重点施策として取組みをすすめてきました。

①全国的に実施されることが望ましいとされている

「5つの基本施策(基本パッケージ)」

②市における自殺の現状、地域の特性を踏まえ、支援が優先されるべき施策群

「4つの重点施策(重点パッケージ)」

地域自殺実態プロファイルの分析に基づく地域特性の把握と課題の整理



地域自殺対策政策パッケージを活用した計画策定の方向性の確認



5つの基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

4つの重点施策

- 1 高齢者
- 2 生活困窮者
- 3 子ども・若者
- 4 勤務・経営

生きる支援関連施策（庁内各課等・関係機関の関連事業）

2 第 1 期計画における取組の評価と課題

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場、健康問題など様々な要因が関係しており、それらに適切に対応するためには、保健・医療・福祉・労働など地域の多様な関係者が連携、協力して施策を推進していくことが重要であり、市自殺対策推進委員会においても、関係機関と自殺の実態把握、情報の共有を行い、計画の進捗管理を行ってきました。また、庁内においては、全庁的な取組を推進するために、庁内会議を開催し自殺対策の総合的な推進を図るとともに、相談者が複数の悩みを抱えている場合は、「つなぐシート」（※参考 1）を活用するなど市職員研修において説明会を実施してきました。

関係機関との連携した支援ができるよう、会議・研修などの機会をとらえネットワークの構築を図り、悩みの早期解決につながるよう努めてきました。

今後も多様化する課題を解決していくために、様々な機関とのネットワーク強化に取り組んでいくことが課題ととらえています。

【第 1 期計画の目標と市における実績】

事業名	第 1 期計画計画策定時 平成30年度	目 標 令和 5 年度	実 績
市自殺対策推進委員会	—	各年 1 回開催	各年 1 回実施
市自殺対策庁内会議	設 置	各年 1 回開催	各年 1 回実施
「つなぐシート」の作成・運用	—	運 用	運 用 (運用実績) 令和 2 年度：1 件

【第 1 期計画における関係機関の取組】

事業名 / 実施機関	取 組
自殺未遂者相談支援 【実施機関：寒河江警察署】	自殺企図者の家族や役所等からの自殺未遂者に関する相談があった場合は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第23条に基づく通報等による医療受診や関係機関の紹介等を行った。
行方不明者の派遣・保護活動 【実施機関：寒河江警察署】	精神病歴や自殺言動のある行方不明者の届出を受理した際は、特異行方不明者として取扱い、各種捜索活動を適切に行った。
地域見守りネットワーク事業 【実施機関：市社会福祉協議会】	各町会の地域福祉推進員、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等が連携しひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦等の見守り活動を行った。

事業名 / 実施機関	取 組
自殺未遂者相談支援事業 【実施機関：村山保健所】	関係機関職員を対象に、自殺未遂に関する研修や事例検討を実施した。
ひきこもり対応 地域支援力アップ事業 【実施機関：村山保健所】	市町担当課、社会福祉協議会、相談支援事業所、教育関係者等を対象に、ひきこもり相談支援者研修会を実施した。
市町村等職員対象自殺 対策関連研修会 【実施機関：県精神保健福祉センター】	令和元年度から 4 地域に分けて保健所や市町村を対象に自殺対策推進検討会として開催。自殺対策計画の策定状況や取り組み状況について情報を共有し、地域ごとの課題を明らかにし、推進する方向性等を検討した。
相談機関合同研修会 【実施機関：県精神保健福祉センター】	相談機関合同研修会は平成30年度まで実施していたが、令和元年度からは、その時々テーマに合わせ対象を絞り自殺対策推進研修会という名称で開催した。
医療・保健・福祉関係 医療機関連携会議への支援 【実施機関：県精神保健福祉センター】	必要に応じて、関係機関との会議に参加し情報提供等を行った。
関係団体等の研修会への支援、 情報提供 【実施機関：県精神保健福祉センター】	依頼に応じて、関係機関の研修会に講師や情報提供者として、職員を派遣した。

※参考1

～あなたの悩みを安心へ～

「つなぐ」シート

相談申込・受付票

初回 相談受付日	令和 年 月 日 ()	課・係名	課	係
		受付者氏名		

■基本情報 ※太枠欄は必ずご記入ください。

相談支援の検討・実施にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関（者）と情報共有し、保管・集約することに同意します。

署名欄

ふりがな	性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ ()
氏名	生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 (歳)
住所	茨城県江山市	
電話	自宅	携帯
来談者 （注）ご本人 以外の場合 に記入して ください。	氏名	ご本人との 関係
	住所	
	電話 （自宅）	電話 （携帯）

■ご相談内容（お困りのこと）

※ ご相談されたい内容に○をおつけください。ご相談されたいことが複数の場合は、相談したい順に数字をご記入ください。

☐ 仕事探し、就職について	☐ 収入・生活費のこと	☐ 仕事上の不安やトラブル
☐ 家賃やローンの支払いのこと	☐ 税金や公共料金等の支払について	☐ 債務について
☐ 資金の貸付について	☐ 住まいについて	☐ 病気や健康に関すること
☐ こころの問題に関すること	☐ 食べるものがない	☐ 家計全般に関すること
☐ 介護に関すること	☐ 子育てに関すること	☐ ひきこもり・不登校
☐ 家族関係・人間関係	☐ 地域との関係について	☐ DV・虐待について
☐ その他 ()		

※ご相談されたいことを具体的に書いてください。ご支援にあたっての希望もあればお書きください。

相談先で記入

相談受付日	令和 年 月 日 ()	所属	課	係	担当者名
相談内容/概要					
☐ 仕事 ☐ 多重債務 ☐ 生活 ☐ 介護 ☐ 子育て ☐ 健康 ☐ その他 () ☐ 生活 ☐ 介護 ☐ 子育て ☐ 健康 ☐ その他 () ☐ その他 ()					
（今回の対応）					
当課の継続相談 有 ・ 無					
相談が必要と思われる部署について					
☐ 仕事 ☐ 多重債務 ☐ 生活 ☐ 介護 ☐ 子育て ☐ 健康 ☐ その他 () 紹介先 所属 () 課 係 担当者 () 紹介先への連絡 (済: 月 日) 予約日時 (月 日 () AM・PM:) ◆紹介先からの報告 (済: 月 日) 紹介先に行かなかった場合の相談者への連絡 (済: 月 日)					

紹介先で記入

相談受付日	令和 年 月 日 ()	所属	課	係	担当者名
相談内容/概要					
☐ 仕事 ☐ 多重債務 ☐ 生活 ☐ 介護 ☐ 子育て ☐ 健康 ☐ その他 () ☐ 生活 ☐ 介護 ☐ 子育て ☐ 健康 ☐ その他 () ☐ その他 ()					
（今回の対応）					
当課の継続相談 有 ・ 無					
相談が必要と思われる部署の有無（有の場合は、以下を記入する）					
☐ 仕事 ☐ 多重債務 ☐ 生活 ☐ 介護 ☐ 子育て ☐ 健康 ☐ その他 () 紹介先② 所属 () 課 係 担当者 () 紹介先②への連絡 (済: 月 日) 予約日時 (月 日 () AM・PM:) ◆紹介先②からの報告 (済: 月 日) 紹介先②に行かなかった場合の相談者への連絡 (済: 月 日)					

複数の悩みを抱える相談者の問題を解決するため、相談者を適切な相談窓口へ確実につなげるにつなげるための連絡ツールとして使用

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺に至るまでに、様々な悩みや生活上の困難を抱えた人に対して、早期にサインに気づき、話を聴き、必要に応じて専門の相談機関等につなぐ役割を担う人材として、こころのサポーター（ゲートキーパー）を育成するとともに、関係機関の相談員の質の向上を図ってきました。しかし、コロナ禍において、講座の開催ができず累計1,000人の目標達成には至りませんでした。

今後は、様々な機会をとらえ、こころのサポーター（ゲートキーパー）を養成していくことが課題ととらえています。

【第 1 期計画の目標と市における実績】

事業名	第 1 期計画計画策定時 平成30年度	目標 令和 5 年度	実績
市職員対象こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座	—	全職員が受講	講座を実施（1 回/年）
市民や関係機関の相談員対象こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座	—	累計1,000人	累計432人

【第 1 期計画における関係機関の取組】

事業名 / 実施機関	取組
精神保健福祉相談事業 【実施機関：村山保健所】	精神科医による月 2 回の精神保健福祉相談のほか、保健師による面接・電話・来所相談（随時）を実施した。
心の健康出前講座 【実施機関：村山保健所】	一般住民等を対象に、心の健康に関する出前講座を実施した。
心の健康づくり推進事業 【実施機関：村山保健所】	心の健康づくりに関係する職員を対象に研修会等を実施した。
【再掲】 地域自殺対策推進会議 【実施機関：村山保健所】	市町精神保健福祉担当職員、教育関係者、医療・福祉関係者等を対象に会議を開催し、自殺に関する現状や課題を共有した。
【再掲】 自殺未遂者相談支援事業 【実施機関：村山保健所】	関係機関職員を対象に、自殺未遂に関する研修や事例検討を実施した。
【再掲】 ひきこもり対応地域支援力アップ事業 【実施機関：村山保健所】	市町担当課、社会福祉協議会、相談支援事業所、教育関係者等を対象に、ひきこもり相談支援者研修会を実施した。

事業名 / 実施機関	取組
【再掲】市町村等職員対象 自殺対策関連研修会 【実施機関：県精神保健福祉センター】	令和元年度から4地域に分けて保健所や市町村を対象に自殺対策推進検討会として開催。自殺対策計画の策定状況や取組み状況について情報を共有し、地域ごとの課題を明らかにするなど、推進の方向性等を検討した。
【再掲】相談機関合同研修会 【実施機関：県精神保健福祉センター】	相談機関合同研修会は平成30年度まで実施していたが、令和元年度からは、その時々のテーマに合わせ、対象を絞って自殺対策推進研修会という名称で開催した。
【再掲】関係団体等の研修会への支援・情報提供 【実施機関：県精神保健福祉センター】	依頼に応じて、関係機関の研修会に講師や情報提供者として、職員を派遣した。
心の健康相談 【実施機関：県精神保健福祉センター】	心の健康に関する電話相談、面接相談等を随時実施した。 電話相談：令和4年度2,893件（うち自殺に関する相談180件）、 面接相談：令和4年度112件（うち自殺に関する相談59件）
困難事例への技術援助 【実施機関：県精神保健福祉センター】	市町村等が抱える困難事例について、要望に応じて精神科医師によるスーパーバイズを行った。
思春期精神保健対策事業 【実施機関：県精神保健福祉センター】	思春期の相談支援機関等を対象とした研修及び、高校の養護教諭等を対象とした研修をそれぞれ年に1回開催し、知識の普及啓発を行った。
自死遺族支援事業 【実施機関：県精神保健福祉センター】	「自死遺族の集い」や「自死遺族個別相談」をホームページや広報掲載依頼等で周知。自死遺族の集いを毎月1回、自死遺族個別相談を随時、実施した。 平成31～令和4年度の相談件数：延129件（年延32件程度）、 集い参加者数：延77人（年延19人程度）。コロナ禍は参加者が激減した。

基本施策3 市民への啓発と周知

様々な悩みや生活上の困難を抱えた人や、そのサインに気がついた周囲の人が気軽に相談できる体制が周知されていることが大切であり、様々な機会をとおして相談窓口に関する情報を提供し、地域全体に向けた啓発を行ってきました。特に、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間においては、啓発活動を強化しこころの健康状態をチェックできる「こころの体温計」についての周知やメンタルヘルスの知識の普及啓発も行ってきました。

また、若い世代の自殺対策の取組みとして、長期休業前後には高校生を対象に、また、はたちの式典においても、リーフレットを配付し、周知等を強化してきました。

このように様々な機会をとらえ、メンタルヘルスについての啓発と周知を継続して行っていくことが課題ととらえています。

【第 1 期計画の目標と市における実績】

事業名	第 1 期計画計画策定時 平成30年度	目 標 令和 5 年度	実 績
市報やホームページへの自殺対策に関する記事掲載	こころの健康相談の開催日の告知（毎号）	こころの健康相談の開催日の告示（毎号）、自殺対策推進月間等に合わせ、自殺対策関連記事を年 2 回掲載	市報・ホームページにてこころの健康相談の開催を毎号掲載。自殺予防週間（9 月）自殺予防強化月間（3 月）には自殺対策関連記事を掲載。
自殺対策リーフレットの作成と配布	—	市役所各課で実施する各種事業等で配布	市内高校 2 か所 はたちの式典、ハートフルセンター内、ワクチン接種会場等様々な機会をとらえリーフレット等の配布を実施した。

【第 1 期計画における関係機関の取組】

事業名 / 実施機関	取 組
いじめ・非行をなくそう やまがた県民運動 【実施機関：市青少年育成市民会議】	県民運動を推進する「いじめ防止」標語を市内小中学校に募集し、市で選定した上で県に推薦した。市の入選者には賞状と賞品を学校へ送付した。
【再掲】心の健康出前講座 【実施機関：村山保健所】	一般住民等を対象に、心の健康に関する出前講座を実施した。
【再掲】心の健康づくり推進事業 【実施機関：村山保健所】	心の健康づくりに関係する職員を対象に研修会等を実施した。
自殺対策推進月間 普及啓発活動 【実施機関：村山保健所】	S N S での相談窓口の周知、関係機関へのリーフレット設置、街頭キャンペーンにより、正しい知識の啓発を行った。
心の健康づくりに関する 知識の普及啓発活動 【実施機関：県精神保健福祉センター】	S N S での相談窓口の周知、関係機関へのリーフレット設置、街頭キャンペーンにより、正しい知識の啓発を行った。
自殺対策推進期間の関連 事業や普及啓発の活動 【実施機関：県精神保健福祉センター】	自殺予防週間等においては、心の健康相談ダイヤルを土日や昼の時間を延長して実施した。財務事務所や弁護士、求職者支援センター等とも連携してワンストップの相談ができる日程を設ける等の取組みを行った。毎年、3 月に若年者向けの啓発カードを作成し、県内の中・高・大学等に対し配布を行った。（各年 77,500 部作成）。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行うことで自殺リスクを低下させる必要があります。

生活上の困りごとを減らす支援や障がいのある人への支援、孤立を防ぐための居場所づくり、うつ病対策に関係機関とともに取組んできました。

今後も、事業内容を評価・見直しを行いながら継続していくことが課題ととらえています。

【第1期計画の目標と市における実績】

事業名	第1期計画計画策定時 平成30年度	目標 令和5年度	実績
こころの健康相談	年間12回	継続	継続実施
こころの健康セルフチェック事業	—	実施	継続実施

【第1期計画における関係機関の取組】

事業名 / 実施機関	取組
巡回相談 【実施機関：寒河江公共職業安定所】	心理的な不安や悩み、また多重債務などの複合的な問題を抱える求職者に対し、公認心理師、弁護士によるハローワーク山形での巡回相談の案内誘導を行った。
自殺予告への対応 【実施機関：寒河江警察署】	各種捜査により自殺予告を行った者の特定を早急に行い、医療機関等の受診につなげた。
【再掲】自殺未遂者相談支援 【実施機関：寒河江警察署】	自殺企図者の家族や役所等からの自殺未遂者に関する相談があった場合は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第23条に基づく通報等による医療受診や関係機関の紹介等を行った。
自殺者の救急搬送 【実施機関：西村山広域行政事務組合消防本部】	救急搬送の際に、自殺に至った原因及び現在抱える不安等を聴取し、収容依頼病院の担当医師に引き継いだ。
ふれあい相談 【実施機関：市社会福祉協議会】	悩みごとの相談窓口として各種相談に応じた。
たすけあい資金・生活福祉資金の貸付 【実施機関：市社会福祉協議会】	低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯の自立更生の助長を図るための総合支援資金、福祉資金、教育支援資金などの資金貸付、また、民生委員児童委員と連携し緊急時の生活資金の貸付を行った。

事業名 / 実施機関	取 組
ふれあい配食サービス 【実施機関：市社会福祉協議会】	調理が困難なひとり暮らし高齢者等に週 3 回昼食の提供と安否確認を行った。
まちなかサロン 【実施機関：市社会福祉協議会】	市中心部の空き店舗や公共施設等を利用し、市民が気軽に集い交流できる「憩いの場」を設置した。
ふれあいいいききサロン 【実施機関：市社会福祉協議会】	高齢者等が定期的な集いを通じて交流・親睦を深めるため、サロン活動を支援した。
友愛訪問活動 【実施機関：単位老人クラブ】	一人暮らし高齢者の生活支援を行う訪問活動から、定期的に公民館に集まれるきっかけづくりの取組を実施した。
シルバー人材派遣事業 【実施機関：市シルバー人材センター】	就労の機会を得ることで、健康の保持、生きがい、経済的な不安の解消を図った。
経営改善普及事業 【実施機関：市商工会】	経営改善普及事業を通して、企業の発展と継続的な経営に向けた指導と支援が必要不可欠であり、経営者や従業員の自殺が倒産等に陥らないため経営指導の強化を行った。 産業保健に関する相談への対応は山形産業保健推進センター等への支援機関を紹介するなどした。企業によっては、職場ストレスを和らげるため専門の産業カウンセラーを配置し、カウンセリングルームを設置し働きやすい職場で社員の心を支えている企業もある。
共育相談 【実施機関：さくらんぼ共生会】	臨床心理士による訪問支援やアドバイスの実施を行った（年 5 回程度 / 不定期）。専門講師による研修会を実施した（年に 1 回 / 各年 2 月頃実施）。
【再掲】精神保健福祉相談 【実施機関：村山保健所】	精神科医による月 2 回の精神保健福祉相談のほか、保健師による面接・電話・来所相談（随時）を実施した。
【再掲】ひきこもり対応地域支援力アップ事業 【実施機関：村山保健所】	市町担当課、社会福祉協議会、相談支援事業所、教育関係者等を対象に、ひきこもり相談支援者研修会を実施した。
うつ病家族教室 【実施機関：村山保健所】	治療中のうつ病患者家族を対象に、家族教室を毎年開催した。
【再掲】心の健康相談 【実施機関：県精神保健福祉センター】	心の健康に関する電話相談、面接相談等を随時実施した。 電話相談：令和 4 年度 2,893 件（内自殺に関する相談 180 件）、 面接相談：令和 4 年度 112 件（内自殺に関する相談 59 件）

事業名 / 実施機関	取組
依存症関連問題対策 【実施機関：県精神保健福祉センター】	令和元年度に、依存症専門医療機関を県で選定（6か所）している。令和2年には県精神保健福祉センターを相談拠点に選定し、会議や研修会等の事業を通して連携を図っている。住民向けには、精神科医師や病院相談員による個別相談会を随時開催。当事者と家族向けのアルコールミーティングを毎週水曜日開催。アルコール・ギャンブル依存者の家族のための学習会を月1回開催。平成31～令和4年度のミーティング参加延人数：700名（年平均175名）、個別相談会 延44件（年平均11件）
【再掲】 思春期精神保健対策事業 【実施機関：県精神保健福祉センター】	思春期の相談支援機関等を対象とした研修及び、高校の養護教諭等を対象とした研修をそれぞれ年に1回開催し、知識の普及啓発を行った。
インターネット相談 【実施機関：県精神保健福祉センター】	インターネットを活用した心の健康相談を実施した。平成31～令和4年度の4年間で、延155件（年平均38件程度）の相談を受理し、精神科医師の助言を受けて回答した。ケース検討会は延45回実施した。
【再掲】 自死遺族支援事業 【実施機関：県精神保健福祉センター】	「自死遺族の集い」や「自死遺族個別相談」をホームページや広報掲載依頼等で周知。自死遺族の集いを毎月1回、自死遺族個別相談を随時実施。平成31～令和4年度の相談件数：延129件（年延32件程度）、集い参加者延 77人（年延19人程度）。コロナ禍は参加者が激減したが、自死遺族等の個別相談や自死遺族の集いを開催し自死遺族支援の情報提供を行った。
ひきこもり相談支援 【実施機関：県精神保健福祉センター】	「自立支援センター巣立ち」を設置し、電話相談・来所相談に対応し、関係機関と連携支援を行った。平成31～令和4年度の電話相談：延510件（年平均127件程度）、来所相談：延1,256件（年平均314件）「ひきこもり地域支援センター」として、本人や家族等に対する相談支援を行った。
こころの健康セミナー 【実施機関：県臨床心理士会】	毎年、県臨床心理士会会員及び各関係機関職員のこころの健康づくりに関する相談支援能力向上を図るための研修会・ワークショップを開催した。
こころの健康づくり 出前講座 【実施機関：県臨床心理士会】	県臨床心理士会会員が中学校・高等学校を訪問し、生徒自身が自らのこころの健康を保つ方法や友人との付き合い方を学び課題を解決する力を高めることを目的とした講座を令和3年度に開催し、9校で実施した。

基本施策5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

若年者の自殺が減少しないことが社会問題となる中、平成28年4月の改正自殺対策基本法では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。このため、本市においても、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を行っています。合わせて、児童生徒からのSOSに対して、周囲の大人が適切に対応できることが重要と考え、令和4年度に学童保育指導員を対象にSOSの受け止め方講座を実施しました。さらに、令和5年度からは保健部門と学校とが連携を図り、専門講師によるSOSの出し方・受け止め方講座を実施しました。今後もすべての学校において適切に実施継続していくことが課題ととらえています。

【第1期計画の目標と市における実績】

事業名	第1期計画計画策定時 平成30年度	目標 令和5年度	実績
SOSの出し方に関する教育	小・中学校全校で実施	継続	継続実施
子どもが出したSOSの受け止め方に関する知識普及	—	市内の各種団体および保護者への普及活動を実施	令和4年度～実施

【第1期計画における関係機関の取組】

事業名 / 実施機関	取組
教育相談 【実施機関：市内高等学校】	年間18回のスクールカウンセリングを実施し、生徒のSOSを受け止める支援を強化した。ただし令和4年度より相談希望者が多く、すべての希望を叶えられない現状があった。
いじめ発見調査 【実施機関：市内高等学校】	生徒及び保護者に年2回（6月、11月）いじめ発見調査アンケートを実施し、いじめの早期発見に努めている。いじめの訴えがあった場合は、担任・年次主任・顧問・管理職等関係職員がチームとして対応し、いじめの解消に努めた。また、その状況について、いじめ防止対策委員会（ハート委員会）に報告し、アドバイスを受けた。
非行防止教室 【実施機関：寒河江警察署】	管内の学校において、自殺の要因となるいじめ等の非行防止講話を行い、SOSの出し方等について継続して指導した。

重点施策 1 高齢者の自殺対策**【主な取組事業】**

- つなぐシート事業（基本施策 1）
- こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座の開催（基本施策 2）
- 広報広聴事業（基本施策 3）
- こころの健康相談（基本施策 4）
- 介護予防・生活支援サービス事業（基本施策 4）
- 一般介護予防事業（基本施策 4）
- 包括的支援事業・任意事業（基本施策 4）

高齢者は、慢性的な疾患や継続する身体的苦痛等といった健康問題を抱えたり、心身の衰えから家族に看護や介護の負担をかけたくないという思いが強くなったりする傾向があります。また、配偶者や子、兄弟姉妹等の近親者の死をきっかけに閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立に陥りやすいともいわれています。こういったことから、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応するため、地域包括支援センターを中心とした相談支援や介護予防事業、社会福祉協議会のサロン活動、居場所や交流の場づくりといった孤立防止の働きかけ、一人暮らしや高齢者世帯を中心に行政や専門機関等による相談支援、民生委員・児童委員や地域福祉推進員等による見守りなどを行ってきました。また、自殺の危機経路からも自殺にいたるまでに様々な要因が絡みあっていることから、こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座を通じて、周囲への気づきの視点を持つことの必要性を伝えてきました。

本市の自殺者の現状から、高齢者の割合が高くなっており、本市の自殺の特徴からも男女ともに60歳以上の無職の方が上位を占めています。定年後の健康問題や孤立予防、生きがいづくり、経済面などの高齢者の課題への対策を包括的に推進していく必要があり、さまざまな関係機関と連携し、安心した暮らしが送れるよう支援体制の構築に引き続き取り組んでいくことが今後の課題ととらえています。

重点施策 2 生活困窮者の自殺対策**【主な取組事業】**

- つなぐシート事業（基本施策 1）
- こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座の開催（基本施策 2）
- 広報広聴事業（基本施策 3）
- 納税相談（基本施策 4）
- 生活困窮者自立支援・生活保護扶助等事業（基本施策 4）
- 地域生活支援事業（基本施策 4）

生活困窮者は、その背景として、金銭問題や健康問題、失業等の問題を複合的に抱えていることが多く、社会や家族からの孤立などの問題を抱えている傾向にあり、将来への不安も大きいと考えられます。生活困窮者や生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないようにするためには、経済的な支援に加えて、就労支援や健康面での相談など様々な相談支援機関につなぎ、包括的支援を強化して必要があります。

また、生活困窮に陥っている人の中には、情報が行き届かないことによる孤立状態で支援につながらず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。そのため、支援を必要とする人に相談窓口や支援制度に関する情報が届くよう周知を図ってきましたが、今後も様々な機会をとらえ周知を図っていくことが今後の課題ととらえています。

本市の自殺者の現状から、半数以上が無職者になっており、その中でも年金・失業保険等生活者の割合が高くなっています。自殺者の危機経路からも生活苦や失業等が大きな要因と示されております。日常生活や、相談の中で出されているＳＯＳに気づき、支援機関につながることができるようにこころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座を様々な機会をとらえ、広く実施していくことも今後の課題ととらえています。

重点施策 3 子ども・若者の自殺対策

【主な取組事業】

- つなぐシート事業（基本施策 1）
- こころの健康相談（基本施策 4）
- 重点健康相談（基本施策 4）
- 母子保健指導事業（基本施策 4）
- 通常の授業〈ＳＯＳの出し方に関する教育〉（基本施策 5）
- 子どもが出したＳＯＳの受け止め方の知識普及（基本施策 5）

母子保健における妊娠期からの切れ目ない支援において、継続的な支援を要するケースも増えております。また、育児不安や発達に課題を抱える幼児が増加傾向にあり、育児に不安や悩みを一人で抱え込まないよう、適切な支援を行っていく必要があり、子どもの育ちの環境が適切に確保されるように、個々の家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行ってきました。

子どもから若年層はライフスタイルや生活の場、接する人等が成人と比べ、大きく変化する時期です。抱える悩みは多様であり、それぞれの段階に合った対策が求められます。学校においては、不登校予防の研修会やスクールソーシャルワーカーの充実など支援体制の充実を図ってきました。しかし、学校卒業後は、新たな環境に馴染むことができず、ひきこもりなど困難を抱えている若者も少なくありません。こうした若者の支援が手薄にならないよう、就労や生活困窮支援を関係機関が行うほか、多種多様な悩みを抱える若者やその家族に対する相談支援が必要と考えます。また、生きていくためのスキルを身につけていくために、子どものうちからＳＯＳを出すことの教育を行っていくことが重要であり、子どもが出した

SOSを受け止められるように受け止め方講座を合わせて実施していくことが課題ととらえております。義務教育期だけによらず、青年期を通じて継続的な支援ができるよう、関係機関での情報共有や連携を図り、途切れることのないよう支援体制を整備していくことも課題ととらえております。

本市の自殺者の現状から、20歳未満の男性の自殺者の割合が県・全国より高くなっており、本県における、年齢階級別の死亡順位も、10歳～39歳において第1位となっていることから、重点的な取組みを継続していきます。

重点施策4 勤務・経営の自殺対策

【主な取組事業】

- つなぐシート事業（基本施策1）
- 広報広聴事業（基本施策3）
- 雇用対策事業（基本施策4）
- こころの健康相談（基本施策4）
- 重点・一般健康相談事業（基本施策4）

多様な働き方の中で、勤務・経営者自身がストレスに気づき、セルフケアできるように対処方法を周知することは大切ですが、なかなか自分では気づくことができない場合もあります。周囲の人たちが気づき、組織内の健康管理部門につなげるような体制づくりが必要です。そこで、職域や事業所での対策だけでなく、関係機関等とも連携しながら相談体制の強化や相談窓口の周知を図りました。

また、企業や組織が従業員等の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待されるという健康経営について、県が平成30年3月に制定した「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例」の中でも定めています。このことについても併せて関係機関と連携しながら勤務・経営者の健康増進につなげていく必要があります。

本市の自殺者の現状から、職業別自殺者の割合では被雇用者・勤め人の割合が最も多くなっており、自殺の危機経路をみても職場環境の変化、人間関係、過労等が発生頻度として大きく示されています。

このことから、勤務・経営者ともにメンタルヘルスや受診の目安などの周知、働きながらも利用できる相談窓口についての周知などとともに、職場内においても周囲の変化に気がつき、相談につなげられる人材育成や職場環境づくりのためにこころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座の開催を企業とともに実施していくことが今後の課題ととらえています。

第4章 第2期計画（令和6年度～令和10年度）における取組

1

基本方針

自殺対策基本法において、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策についての計画を定めるものをするとしてされていることから、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえつつ基本方針とします。

1 生きることの包括的な支援として推進する

◇社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開していきます。

◇生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺のリスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進していきます。

2 関連施策との連携を強化して総合的に取り組む

◇様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺に追い込まれそうとしている人が安心して生きられるようにし、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、包括的な取組を実施するために、様々な分野の施策や人々と密接に連携していきます。

3 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

◇対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、法律・大綱・計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けて考え、有機的に連動させることで、総合的に推進します。

◇事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる

段階別ごとの対応としては、自殺の危険性が低い段階で、心身の健康の保持増進の取組や、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等対応を行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない「自殺発生の危機対応」、

自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと「事後対応」の段階ごとに効果的な施策を講じていきます。

◇自殺の事前対応の更に前段階での取り組みを推進する

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進していきます。問題の整理や対処方法を身に付けることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身に付けることにもつながると考えられる。また、SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

4 実践と啓発を両輪として推進する

◇自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

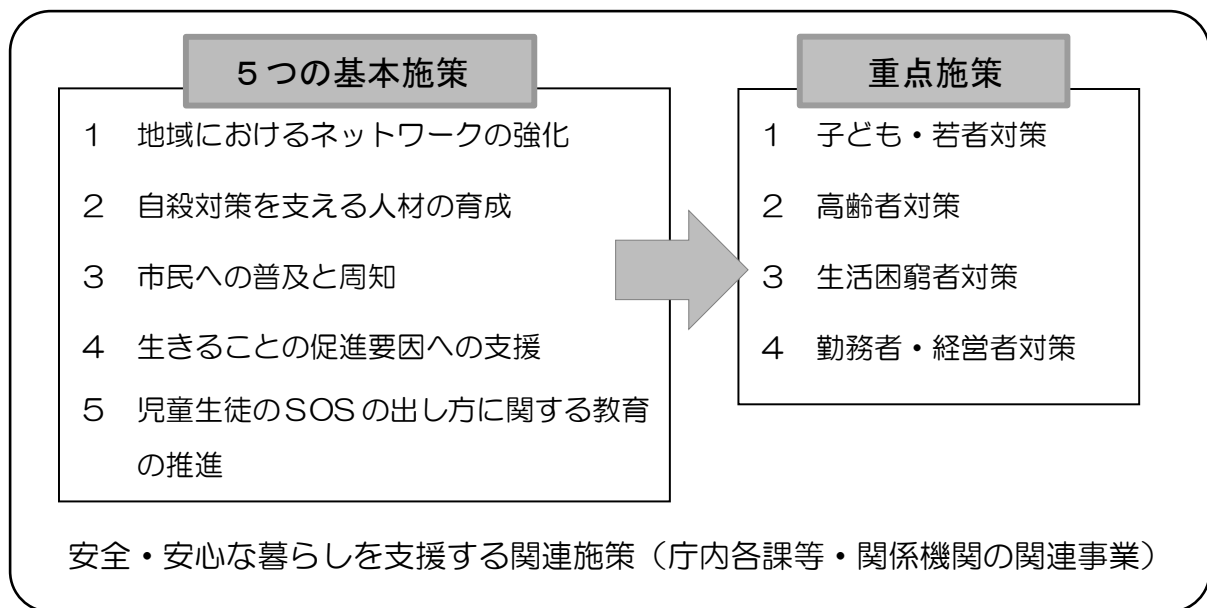
自殺は、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行っていきます。

5 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するには、市職員はもちろんのこと、関係機関や地域社会で暮らすひとり一人が自殺対策の視点を持って連携・協働し、ネットワークを組んで一体となってそれぞれができる取組みを推進していきます。

2 施策の体系

本市では、第1期計画から自殺の現状分析からみえてきた課題に対応するために、いのちを支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺対策政策パッケージ」をもとに、全国的に取り組むべきものとされている「基本施策」と、市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」の2つの施策群で構成し、取組みをすすめてきました。第2期計画においても引き続き、以下の5つの基本施策と重点施策として、「子ども・若者の自殺対策」「高齢者の自殺対策」「生活困窮者の自殺対策」「勤務者・経営者の自殺対策」に取り組んでいきます。



3 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- 自殺対策を総合的に推進するためには、地域の様々な関係者が連携・協力していくことが重要であり、基盤となる取組です。
- 自殺対策推進委員会の開催や会議等により「顔が見える関係」を一層構築していくとともに、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも引き続き取り組んでいきます。
- 複合的な悩みを抱えている場合は、適切に関係部署・関係機関に、確実につなぐための「気づき・つなぐシート」等の連携ツールの開発を通して、ネットワークを強化し連携した支援を図っていきます。

【市の取組】

事業名	内 容	担 当
防犯対策事業	自殺関連情報がある場合は市防犯協会と連携を図ってパトロールの強化に努める。	市民生活課
民生委員児童委員活動	地域で支援を必要とする人々と行政機関との橋渡し役である民生委員・児童委員が地域の相談・支援等の活動を円滑に実施できるよう支援する。	福祉国保課
市自殺対策推進委員会	関係機関や各種団体等で構成する自殺対策推進委員会を設置し、社会全体での取組を推進する。	健康増進課
市自殺対策庁内会議	本市の自殺対策を市役所内の各課と連携し、総合的かつ効果的に推進する。	
気づき・つなぐシート事業	複数の問題を抱えた市民からの相談に対し、支援の必要性に気づく、適切な相談窓口へ早期に着実につないで支援するためのツールを開発し、関係機関との連携においても活用を推進する。	
子育て支援ネットワーク	児童虐待や精神的に不安定な保護者への対応等で相互連携を強化し、迅速かつ適切に対応する。	子育て推進課

【関係機関の主な取組】

事業名	内 容	実施機関
自殺未遂者相談支援	再び自殺を図ろうとする可能性が高い自殺未遂者の自殺再防止策として、本人等の同意を得て村山保健所と情報共有し支援につなげる。	寒河江警察署
行方不明者の発見・保護活動	自殺をほのめかす言動のある行方不明者について家族等の同意を得て交通機関やコンビニエンスストア等に手配書を示し情報提供を求める。	
地域見守りネットワーク事業	地区社会福祉協議会を中心に、各町会の町会長、地域福祉推進員、民生委員児童委員協議会と連携をとり、高齢者や障がいをお持ちの方、子育て中の方等の見守り活動を行う。	市社会福祉協議会
地域自殺対策推進会議	関係機関とともに研修会や事例検討会を実施し、連携と対策の強化を図る。	村山保健所
自殺未遂者相談支援事業	関係機関職員を対象に、支援技術を学ぶ研修会等を実施する。	
ひきこもり対応 地域支援力アップ事業	窓口対応職員の支援技術や対応力が高まるよう支援を行う。	

事業名	内 容	実施機関
市町村等職員対象 自殺対策推進検討会	市町村等関連機関を対象に、計画策定や地域で連携調整を担うための研修等を実施する。	県精神保健 福祉センター
自殺対策推進研修会	テーマに合わせ対象者に資質向上のための研修等を実施する。	
医療・保健・福祉関係医療機関連携会議への支援	他機関主催の連絡会議等に参加し、連携体制の強化を支援する。	県精神保健 福祉センター
関係団体等の研修会への支援、情報提供	関係団体等の研修会等への派遣支援、情報提供、資料の提供を行う。	

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- 自殺対策を推進するうえで、人材の育成は取組の基礎となります。人材の育成と合わせ、自殺対策に従事する方（支援者）の心の健康が維持できるよう支援します。
- 様々な相談に対応する市職員の資質向上を図ります。
- 様々な分野の関係者や専門家のみならず、「身近な支え手」として悩みや生活上の困難を抱えた人のサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる役割を担う、こころのサポーター（ゲートキーパー）の養成講座（※参考2 P32）を開催します。また、つなぐ先の相談窓口についても周知を図ります。

【市の取組】

事業名	内 容	担 当
市職員研修事業	職員が自殺対策に関する共通の認識を持ち、市民の多様な相談から自殺の危険性を示すサインに気づけるよう対応能力の向上を図る。	総務課
こころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座	市民をはじめ、保育・教育関係者、青少年育成推進員や障害者支援専門員、介護支援専門員、相談支援事業を実施する事業者、医療関係者、地域で高齢者に関わる方、会社経営者等を対象に、こころのサポーター養成講座を開催する。また、相談窓口の周知を図る。	健康増進課
包括的支援事業・任意事業	相談支援者を対象にした研修会等で自殺対策の理解促進に関する内容も取り入れ、適切な対応ができるように努める。	
青少年健全育成事業	青少年育成市民会議で、地域の青少年層における自殺の実態や取組を議論することで、自殺のリスクや自殺対策の必要性の理解を図る。	生涯学習課

【目 標】

事業名	令和5年度までの実績	目標 令和10年度
市民や関係機関の相談員対象 こころのサポーター (ゲートキーパー) 養成者	累計432人	累計1,000人

【関係機関の主な取組】

事業名	内 容	実施機関
心の健康づくり推進事業	関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施する。また、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進する。	村山保健所
【再掲】 地域自殺対策推進会議	関係機関とともに研修会や事例検討会を実施し、連携と対策の強化を図る。	
【再掲】 自殺未遂者相談支援事業	関係機関職員を対象に、支援技術を学ぶ研修会等を実施する。	村山保健所
【再掲】 ひきこもり対応 地域支援力アップ事業	窓口対応職員の支援技術や対応力が高まるよう支援を行う。	
【再掲】 市町村等職員対象 自殺対策推進検討会	市町村等関連機関を対象に、計画策定や地域で連携調整を担うための研修等を実施する。	県精神保健 福祉センター
【再掲】 自殺対策推進研修会	テーマに合わせ対象者に資質向上のための研修等を実施する。	
【再掲】 関係団体等の研 修会への支援・情報提供	関係団体等の研修会等への派遣支援、情報提供、資料の提供を行う。	
心の健康相談	心の健康相談ダイヤル。関係機関や家族等からの相談対応やケース検討会等の支援を行う。	県精神保健 福祉センター
困難事例への技術援助	他機関の相談活動への技術的協力を行う。	
思春期精神保健対策事業	思春期の相談支援機関等を対象にした研修や高校の養護教諭を対象にした研修等を実施する。	
自死遺族支援事業	自死遺族等の個別相談や自死遺族の集いを開催する。自死遺族支援の情報提供を行う。	

※参考2:ゲートキーパー手帳

ゲートキーパーの心得

- ☐ 自ら相手とかかわるための心の準備をしましょう
- ☐ 温かみのある対応をしましょう
- ☐ 真実に聴いているという姿勢を相手に伝えましょう
- ☐ 相手の話を否定せず、しっかりと聴きましょう
- ☐ 相手のこれまでの苦勞をねぎらいましょう
- ☐ 心配していることを伝えましょう
- ☐ わかりやすく、かつゆっくりと話をしましょう
- ☐ 一緒に考えることが支援です
- ☐ 準備やスキルアップも大切です
- ☐ 自分が相談によって困ったときのつなぎ先(相談窓口等)を知っておきましょう
- ☐ ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切です

まずは、声をかけることから始めてみませんか。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

厚生労働省 自殺対策推進室 HP
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/sunya/hukushi_kaijo/shougaisohokushu/shotsu/
※誰でもゲートキーパー手帳の他に、ゲートキーパー養成研修用テキスト、DVDを公開しています。



誰でも
ゲートキーパー手帳

あなたも、「ゲートキーパー」の輪に加わりませんか？

気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

声かけ

大切な人が悩んでいることに気づいたら、一歩勇気を出して声をかけてみませんか。

声かけの仕方に悩んだら…

○ 聴いてますか？(2週間以上つづくと不安はうつサイン)

○ どうしたの？なんだか辛そうだけど…

○ 何か悩んでる？よかったら、話して。

○ なんか元気ないけど、大丈夫？

○ 何か力になれることはない？

つなぎ

紹介にあたっては、相談者に丁寧に情報提供をしましょう。

- ※ 相談窓口に確実に繋がることができるよう、相談者の了承を得たうえで、可能な限り連携先に直接連絡を取り、相談の場所、日時等を具体的に決定して相談者に伝えるようにしましょう。
- ※ 一緒に連携先に向くことが難しい場合には、地図やパンフレットを渡したり、連携先へのアクセス(交通手段、経費等)等の情報を提供するなどの支援を行います。

自殺につながるサインや状況

- 過去の自殺企図・自傷歴
- 喪失体験:身近な人との死別体験など
- 苦痛な体験:いじめ、家庭問題など
- 職業問題・経済問題・生活問題:失業、リストラ、多重債務、生活苦、生活への困難感、不安定な日常生活、生活上のストレスなど
- 精神疾患・身体疾患の罹患およびそれらに対する悩み:うつ病など精神疾患や、身体疾患での病苦など
- ソーシャルサポートの欠如:支援者がいない、社会制度が活用できないなど
- 自殺企図手段への容易なアクセス:危険な手段を手に入れている、危険な行動に及ぶやすい環境があるなど
- 自殺につながるやすい心理状態:自殺念慮、絶望感、衝動性、孤立感、悲観、諦め、不自信
- 望ましくない対処行動:飲酒で紛らわす、薬物を乱用するなど
- 危険行動:道路に飛び出す、飛び降りようとする、自暴自棄な行動をとるなど
- その他:自殺の家族歴、本人・家族・周囲から確認される危険性など

自殺を防ぐために有効なもの

- 心身の健康:心身ともに健康であること
- 安定した社会生活:良好な家族・対人関係、充実した生活、経済状況、地域のつながりなど
- 支援の存在:本人を支援してくれる人がいたり、支援組織があること
- 利用可能な社会制度:社会制度や法律的対応など本人が利用できる制度があること
- 医療や福祉などのサービス:医療や福祉サービスを活用していること
- 適切な対処行動:信頼できる人に相談するなど
- 周囲の理解:本人を理解する人がいる、偏見をもって扱われないなど
- 支援者の存在:本人を支援してくれる人がいたり、支援組織があること
- その他:本人・家族・周囲が頼りにしているもの、本人の支えになるようなものがあるなど

話をよく聞き、一緒に考えてくれるゲートキーパーがいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。

誰でもゲートキーパー手帳
ゲートキーパーとして悩みを抱える人の支援を行うときに必要なポイントを紹介した手帳
～厚生労働省 HP より～

基本施策3 市民への普及と周知

- 〇こころの健康、うつ状態や精神疾患等について正しい知識の普及啓発を図ります。
- 〇様々な媒体を活用して、相談機関や相談窓口に関する情報を地域全体に向け周知を行います。特に、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間においては、普及啓発活動を強化します。

【市の取組】

事業名	内容	担当
広報広聴事業	市報やホームページ等で、自殺対策への理解を促すとともに、自殺のリスクや支援の啓発を図る。	企画創成課
こころの健康教育	睡眠やストレス対処、セルフケアなど、こころの健康づくりに関する講演会を実施する。	健康増進課
自殺対策リーフレット等の配布	自殺対策リーフレット等を市役所各課で実施する各種事業で配布する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間に市内各所で配布する。	
さがえっこ育み推進事業	学校、家庭、地域が共同で子ども達を育てていくことを目的に、リーフレットやミニのぼり旗を配布し啓発を図る。	学校教育課 生涯学習課

【関係機関の主な取組】

事業名	内容	実施機関
いじめ・非行をなくそう やまがた県民運動	村山地区内の小中および特別支援学校からいじめ防止の標語を募集し、入選者を青少年健全育成県民大会の中で表彰する。	市青少年育成 市民会議
心の健康出前講座	心の健康づくりに関する出前講座を実施する。	村山保健所
【再掲】 心の健康づくり推進事業	関係機関職員等を対象に、支援技術等を学ぶ研修を実施する。また、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を促進する。	
自殺対策推進月間 普及啓発活動	ポスターの掲示やリーフレット等の設置、街頭キャンペーンなどによる普及啓発物品の配布、心の健康に関する相談窓口の周知を図る。	
心の健康づくりに関する 知識の普及啓発	こころの健康づくりについて各種媒体による啓発を実施する。	県精神保健 福祉センター
自殺対策推進期間の関連 事業や普及啓発の活動	啓発パンフレットの配布、ホームページ等での情報提供、相談体制の強化、他機関と協働した普及啓発を実施する。	

基本施策4 生きることの促進要因への支援

○自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行うことで自殺リスクを低下させる必要があります。そのために、引き続き「生きることの促進要因」の強化につながる様々な取組を推進します。

○生活上の困りごとを減らす支援、孤立を防ぐための居場所づくり、うつ病対策に関係機関とともに取組んでいきます。

【市の取組】

(1) 生活上の困りごとを減らす支援

事業名	内 容	担 当
デマンド型公共交通運行事業・市内循環型公共交通運行事業	公共交通の利用が不便な地域の交通手段を確保するため、デマンドタクシー・市内循環バスを運行する。	企画創成課
納税相談	生活上の悩みや困難を抱える人を把握した際、相談窓口の紹介や専門機関と連携し支援を行う。	税務課
消費者行政推進事業	相談窓口の紹介や専門機関と連携し支援する。	市民生活課
特別障害者手当等支給	相談窓口の紹介や専門機関と連携し支援する。	福祉国保課
公害・環境の苦情相談	住民の苦情等を背景に、精神的な失調等が考えられる場合は、保健所等につなぐ対応を行う。	市民生活課
新規就農者等育成推進事業	新規就農者の営農の定着に向け、認定新規就農者に対し、施設設備や農地の賃借料及び家賃や光熱水費等の支援を行う。	農林課
雇用対策事業	企業ニーズに応える人材育成、就業の促進および定着を図るため、インターンシップ事業、新規高卒就労者定着事業、地域産業担い手事業を関係機関と連携して実施する。	商工推進課
生活困窮者自立支援・生活保護扶助等事業	関係機関との連携を図りながら、生活の自立を支援する。	福祉国保課
地域生活支援事業	障がい者等からの相談に情報提供や援助を図るとともに、日常生活用具の給付を行う。	
身体障害者相談員・知的障害者相談員	相談員向けの研修会で、自殺の実態や対策に関する情報提供を担当課と協議・調整を進める。	
障害者在宅支援事業	心身障がい者の在宅生活を支援する。タクシー券・給油券の交付や紙おむつの支給、人工透析治療患者や在宅酸素療法患者への助成を行う。	

事業名	内容	担当
障がい者相談支援事業	障がい者等を対象に、相談支援専門員が計画相談支援を行い、必要に応じ関連機関と連携を図る。	福祉国保課
こころの健康相談	こころの不調を抱える方や自死遺族を対象に精神科医師による個別相談を実施する。	健康増進課
一般健康相談	心身の健康に関する来所相談や電話相談を実施することで、必要な支援を施し、生活習慣病予防や重症化予防を図る。	
重点健康相談	疾病の早期発見・早期治療で重症化を予防し、将来の健康問題から自殺リスクの軽減を図る。	
国民健康保険資格業務	保険加入手続時に、生活困窮の相談に対し、納付相談や福祉部門へ必要に応じてつなぐ。	福祉国保課 税務課
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型・通所型サービスや介護予防支援事業等で、相談や専門機関との連携を図る。	健康増進課
一般介護予防事業	生活上の悩みや困難を抱える人を把握した際、電話訪問や訪問を行う。	
包括的支援事業・任意事業	主治医等関係者との連携。認知症の人との接し方等についての相談や知識の普及を行い、家族の心身の負担軽減を図る。各地に身近な相談窓口を開設し、相談しやすい環境をつくる。	
高齢者在宅福祉事業	訪問理美容・移送サービス・はり灸マッサージ施術費助成・緊急通報装置貸与事業の申請時や利用時に、本人の状態の観察を行う。一人暮らし高齢者宅に週2回乳酸飲料の配達員が訪問し、安否確認を行う。また、緊急通報装置を設置することで、緊急時の対応を図る。	
母子保健指導事業	妊娠・出産・育児に不安のある保護者の早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援する。	子育て推進課
ひとり親家庭等の相談	ひとり親家庭等を対象に、各種自立支援事業や融資等の各種相談・指導を行う。	
発達相談支援事業	心理士による発達相談・育児相談を健康診査、育児相談、保育施設において行う。	

（2）孤立を防ぐための居場所づくり

事業名	内 容	担 当
認知症カフェ・ハートライン介護相談所	認知症の方が安心して出かけ、家族も気軽に相談や情報交換ができる場を提供する。	健康増進課
元気ひろば	地域の公民館等を活用して高齢者の活動の場を提供し、生きがいつくりと社会参加を進め、健康でいきいきとした生活ができるよう支援する。	
総合子どもセンター	子育て中の保護者と子どもが交流できる場所を提供し、子育ての相談や情報提供など必要な支援を行うことで育児不安の緩和を行う。	子育て推進課
勤労青少年ホーム	市内居住・市内勤務の35歳未満の方を対象に青少年の生きがいつくり・仲間づくりを支援する。	生涯学習課

（3）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

事業名	内 容	担 当
【再掲】 公害・環境の苦情相談	住民の苦情等を背景に、精神的な失調が考えられる場合は、保健所等につなぐ対応を行う。	市民生活課
【再掲】 生活困窮者自立支援・生活保護扶助等事業	関係機関との連携を図りながら、生活の自立を支援する。	福祉国保課
【再掲】 障害者在宅支援事業	心身障がい者の在宅生活を支援する。タクシー券・給油券の交付や紙おむつの支給、人工透析治療患者や在宅酸素療法患者への助成を行う。	
【再掲】 一般健康相談	心身の健康に関する来所相談や電話相談を実施することで、必要な支援を施し、生活習慣病予防や重症化予防を図る。	健康増進課
【再掲】 こころの健康相談	こころの不調を抱える方や自死遺族を対象に精神科医師による個別相談を実施する。	
こころの健康セルフチェック事業	こころの体温計（※参考3）を活用したストレス度測定により、対処法や相談機関等の情報提供を実施する。	
【再掲】 介護予防・生活支援サービス事業	訪問型・通所型サービスや介護予防支援事業等で、相談や専門機関との連携を図る。	
【再掲】 一般介護予防事業	生活上の悩みや困難を抱える人を把握発見した際、電話訪問や訪問を行う	

事業名	内容	担当
【再掲】 包括的支援事業・任意事業	主治医等関係者との連携。認知症の人との接し方等についての相談や知識の普及を行い、家族の心身の負担軽減を図る。各地に身近な相談窓口を開設し、相談しやすい環境をつくる。	健康増進課
【再掲】 高齢者在宅福祉事業	訪問理美容・移送サービス・はり灸マッサージ施術費助成・緊急通報装置貸与事業の申請時や利用時に、本人の状態の観察を行う。一人暮らし高齢者宅に週2回乳酸飲料の配達員が訪問し、安否確認を行う。また、緊急通報装置を設置することで、緊急時の対応を図る。	
【再掲】 母子保健指導事業	妊娠・出産・育児に不安のある保護者の早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援する。	子育て推進課
【再掲】 ひとり親家庭等の相談	ひとり親家庭等を対象に、各種自立支援事業や融資等の各種相談・指導を行う。	
【再掲】 発達相談支援事業	心理士による発達相談・育児相談を健康診査、育児相談、保育施設において行う。	

(4) 自殺未遂者への支援

事業名	内容	担当
村山保健所・医療機関・警察・消防との連携強化	関係機関から自殺未遂者についての情報提供があり、支援への同意が得られた場合に連携を図り、かかえている問題に対しての支援を行う。	健康増進課
【再掲】 こころの健康相談	こころの不調を抱える方自殺未遂者を対象に精神科医師による個別相談を実施する。	
【再掲】 一般健康相談	心身の健康に関する来所相談や電話相談を実施することで、必要な支援を施し、生活習慣病予防や重症化予防を図る。	

※参考3

こころの体温計



こころの体温計 (本人モード)

ご本人の健康状態や人間関係、住環境などの4択式の質問13問に回答していただくと、ストレス度や落ち込み度、水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵によって表示されます。

【赤い金魚】自分の健康などのストレス
※レベルが上がるにつれ泳ぎが速くなります

【水の透明度】落ち込み度
※レベルが上がるにつれ水が濁っていきます

結果画面 (例)

「こころの体温計」は、こころの健康状態を簡単にチェックできるシステムで、パソコン・スマートフォン等から利用
ご自身はもちろん、ご家族のメンタルチェックにもご活用できます。

（５）自死遺族への支援

事業名	内 容	担 当
相談窓口の周知	県精神保健福祉センターでの自死遺族支援事業など相談窓口の周知を行う。	健康増進課
【再掲】 こころの健康相談	こころの不調を抱える方や自死遺族を対象に精神科医師による個別相談を実施する。	
【再掲】 一般健康相談	心身の健康に関する来所相談や電話相談を実施することで、必要な支援を施し、生活習慣病予防や重症化予防を図る。	

【目 標】

事業名	令和5年度までの実績	目 標 令和10年度
こころの健康相談	年間12回	継 続

【関係機関の主な取組】

事業名	内 容	実施機関
巡回相談	心理的な不安や悩み、多重債務などの複合的な問題を抱える求職者に、心理士や弁護士によるハローワーク山形での巡回相談を紹介する。	寒河江公共職業安定所
自殺予告への対応	S N S等のインターネットを利用した自殺予告など認知した場合、迅速な対応をとる。	寒河江警察署
【再掲】 自殺未遂者相談支援	再び自殺を図ろうとする可能性が高い自殺未遂者の自殺再防止策として、本人等の同意を得て村山保健所と情報共有し支援につなげる。	
自殺者の救急搬送	救急搬送の際に、自殺に至った原因及び現在抱える不安等を聴取し、収容依頼病院の担当医師に引き継ぐ。	西村山広域行政事務組合 消防本部
ふれあい相談	悩みごとの相談窓口として各種相談に応じる。	市社会福祉協議会
たすけあい資金・生活福祉資金の貸付	緊急時のたすけあい資金の貸付や低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯の自立更生の助長を図るため、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金などの資金貸付を行う。	
ふれあい配食サービス	調理が困難な一人暮らし高齢者等に週3回昼食の提供と安否確認を行う。	
ふれあいいいききサロン	一人暮らし高齢者等が、定期的な集いを通じて交流・親睦を深めるため、サロン活動を支援する。	

事業名	内 容	実施機関
フードドライブ事業	個人または団体に食料品等の提供協力を求め、生活困窮者や福祉施設に緊急措置として提供を行う。	市社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者の集い支援事業	地域活動への参加を目的とした交流会として、ひとり暮らし高齢者を対象に、地区社協が行う事業を支援する。	
みんなの居場所づくり事業	誰もが自由に過ごすことのできる、ゆるやかにコミュニティとつながることのできる居場所づくりを支援する。	
老人クラブ活動	生活を豊かにする活動や地域を豊かにする活動を行う。	単位老人クラブ
シルバー人材センター	就労の機会を得ることで、健康の保持、生きがい、経済的な不安の解消を図る。	市シルバー人材センター
経営改善普及事業	企業の発展と継続的な経営に向けた指導と支援を行う。	市商工会
共育相談	障がい児通所事業（ころころ遊園）で、心理士による子育て相談や研修会を行う。	さくらんぼ共生会
いっときのかぼちゃ(仮名)フリースペース「すいか」	主に不登校、ひきこもりの状態になっている方の社会参加・孤立防止を目的とし、相談、ピア同士（同じような立場や境遇、経験などを共にする人同士）のグループ活動、居場所（フリースペース「すいか」）を実施する。	
西村山地域基幹相談支援センター「かぼちゃ」	障がいや病気、発達に関する地域の相談窓口。当事者、家族、関係者の相談支援を行う。また、人材育成や地域づくり、権利擁護・虐待防止に関する取組みを行う。	さくらんぼ共生会 (西村山地域1市4町より委託)
精神保健福祉相談	心の健康の保持増進、適切な精神医療や障がい福祉サービスの提供等に関する相談を行う。	村山保健所
【再掲】ひきこもり対応地域支援力アップ事業	窓口対応職員の支援技術や対応力が高まるよう支援を行う。	
ひきこもりからの再出発サポート事業	精神科医師等による個別相談や、家族交流会、新規対象者の家族向け学習会等の場を通して、ひきこもりの問題で悩む家族等が正しい知識や関わり方、地域の資源を学ぶことで本人及び家族の社会的孤立を防ぐ。	
不調をかかえる方の家族向け教室	不調をかかえる方の家族を対象に、正しい知識について情報提供し、家族の対処能力の向上を図る。	

事業名	内容	実施機関
【再掲】 心の健康相談	心の健康相談ダイヤル。関係機関や家族等からの相談対応やケース検討会等の支援を行う。	県精神保健福祉センター
依存症関連問題対策	県精神保健センターを相談拠点とし、依存症関連問題に係る個別相談や学習会、アルコール家族ミーティングを開催する。	
【再掲】 思春期精神保健対策事業	思春期の精神保健に関する相談を行う。	
インターネット相談	インターネット活用の心の健康相談を実施する。	県精神保健福祉センター
【再掲】 自死遺族支援事業	自死遺族等の個別相談や自死遺族の集いを開催する。自死遺族支援の情報提供を行う。	
ひきこもり相談支援	ひきこもり相談窓口「自立支援センター巣立ち」を設置し、本人や家族等に対する相談に対応し、関係機関と連携し支援を行う。	
こころの健康セミナー	関係機関職員のこころの健康づくりに関する相談支援能力向上をはかるための研修会・ワークショップを開催する。	県臨床心理士会

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

- 児童生徒が命の大切さを実感できる「いのちの教育」、いじめ防止対策の推進とともに、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を行います。
- 児童生徒からのSOSに対して、周囲の大人が適切に対応できることが重要と考え、SOSの受け止め方講座を行います。

【市の取組】

（1）SOSの出し方に関する教育への理解の促進

事業名	内容	担当
子どもが出したSOSの受け止め方の知識普及	教職員や保護者等の大人を対象に、児童生徒が出したSOSを適切に受け止めるための知識を普及する。	学校教育課 健康増進課

事業名	内 容	担 当
教職員の研修	いじめ問題をはじめとする児童生徒の理解に関する校内研修会を実施し、共通理解を図る。	学校教育課
いじめ問題対策専門委員会・いじめ問題対策連絡協議会の設置	児童生徒に対していじめアンケート等を実施し、分析・傾向・対策について協議する。必要に応じてケースワークを実施する。	

(2) SOSの出し方に関する教育の実施

事業名	内 容	担 当
子どもの人権に関する教育	児童生徒が共生の心を身につけるとともに、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得できるよう人権擁護委員と連携しながら支援する。	総務課
教育相談ダイヤル	保護者等から寄せられる電話相談に、教育相談員が対応する。	学校教育課
通常の授業	道徳、体育・保健体育、特別活動等でSOSの出し方教育を実施する。	
SOSの出し方に関する教育の実施	学校と連携しSOSの出し方に関する教育を児童生徒を対象に実施する。	健康増進課

(3) 児童生徒からのSOSに対する受け皿の整備

事業名	内 容	担 当
スクールカウンセラーの配置	中学校3校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の相談を支援する。また、小学校にも派遣し児童の相談を支援する。	学校教育課
教育相談員の配置	教育相談員を配置し、児童生徒の相談を支援する。ケースに応じて、家庭を訪問し、保護者や児童生徒の相談を支援する。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	家庭や学校、友人、地域、専門機関、行政等とのつなぎ役を担い、問題解決を支援する。市内1校。	
寒陵スクール	カウンセリングや学力の補充により学校復帰への意欲を促し、基本的な生活習慣の改善を図り自立心を育てるため、教科の学習、体験学習や野外活動も取り入れた活動を実施する。	

【目 標】

事 業 名	令和5年度までの実績	目 標 令和10年度
SOSの出し方に関する教育	小・中学校全校で実施	継 続
学校との連携によるSOSの出し方に関する教育	6 校	すべての小中学校で実施（累計）
学校との連携による子どもが出したSOSの受け止め方に関する知識普及	—	すべての小中学校の保護者に実施（累計）

【関係機関の主な取組】

事 業 名	内 容	担 当
教育相談	スクールカウンセラーや臨床心理士による教育相談を実施する。	市内高等学校
いじめ発見調査	生徒および保護者に対して、いじめ発見調査アンケートを実施する。	
寒高カフェ ～心も体もひとやすみ～	教室以外の生徒の居場所づくり（不応予防・他年次・地域の方々との交流）を実施する。	寒河江高等学校
教育相談ダイヤル	不登校・子育てなど教育に関する悩み・相談を受ける。	県教育センター
24時間子供SOSダイヤル （全国統一ダイヤル）	いじめをはじめとした子供のSOSに関する相談を受ける。	
非行防止教室	管内の小・中・高校生を対象に、自殺の要因となるいじめ等の非行を防ぐ活動の中でSOSの出し方等を指導する。	寒河江警察署

4

重点施策

重点施策1 子ども・若者の自殺対策

子どもから若年層はライフスタイルや生活の場、接する人等が成人と比べ、大きく変化する時期であり、抱える悩みは多種多様となります。特に思春期は心身の変化も大きく、それぞれの段階に合った対策が求められます。

本市の自殺者の現状からは、20歳未満の男性の自殺者の割合が県・全国より高くなっており本県における、年齢階級別の死亡順位も、10歳～39歳において第1位となっています。

令和4年10月に制定された新しい国の自殺総合対策大綱においても、子ども・若者の自殺対策をさらに推進することは引き続き重点施策の一つとして位置づけられています。

また、本市の妊娠期からの切れ目ない支援においても、継続的な支援を要するケースが増えており、育児不安や発達に課題を抱える幼児も増加傾向にあります。更に、小中学校において、いじめの認知件数が増加しているという現状もあります。

これらのケースは、地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに、支援を得ることができず自殺に追い込まれることが少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面した時、「どこにどう助けを求めればよいか」等の、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、「辛いときや苦しいときには助けを求めてもよい」ということを学ぶ教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）を推進していくことが重要です。問題の整理や対処方法を身に付けることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、生きていくための一生の力（ライフスキル）を身に付けることにもつながると考えられます。このことから寒河江市では自殺対策に関する情報提供を強化しつつ、児童生徒保護者に対しＳＯＳの出し方に関する教育、受け止め方の知識の普及を推進するとともに、自殺対策を総合的に推進するため、地域の様々な関係者が連携・協力していくことが重要であると考え、重要施策の1として以下の施策の方向性や基盤となる地域づくりや他の展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化により一層取組んでいきます。

〈施策の方向性〉

上述した課題を踏まえて、以下の取組みを重点施策として展開します。

- 子ども・若者、その家族の相談支援の推進
- 妊娠期からの切れ目ない母子保健事業の充実
- 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進
- 子どもが出したＳＯＳの受け止め方の知識の普及

重点施策2 高齢者の自殺対策

高齢者は、配偶者や家族との死別・離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱える可能性があります。また、地域とのつながりが希薄だと問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まる恐れもあります。

本市の自殺者の現状から、高齢者の割合が高くなっており、本市の自殺の特徴からも男女ともに60歳以上の無職の方が上位を占めています。定年後の健康問題や孤立予防、生きがいづくり、経済面など的高齢者の課題への対策を包括的に推進していく必要があり、さまざまな関係機関と連携し、安心した暮らしを送ることができるよう支援体制の構築に引き続き取り組んでいくことが課題です。

〈施策の方向性〉

上述した課題を踏まえて、以下の取組みを重点施策として展開します。

- 生きがいと役割を実感できる地域（居場所）づくり
- 相談支援に関する情報の周知
- 支援者の「気づき」「つなぎ」の力を高める
- 地域包括支援センターとの連携
- 地域見守りネットワーク活動による見守り

重点施策3 生活困窮者の自殺対策

生活困窮者による自殺を防ぐには、生活保護による生活扶助等の経済的な支援だけでなく、就労支援や、心身の疾患の治療等、医療や保健等の様々な関係者が協働し、包括的な支援をしていく必要があります。

本市の自殺者の現状から、半数以上が無職者になっており、その中でも年金・雇用保険等生活者の割合が高くなっています。自殺者の危機経路からも生活苦や失業等が大きな要因と示されております。日常生活においてや、相談の中で出されているSOSに気づき、支援機関につながることができるようにこころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座を様々な機会をとらえ、広く実施していくことが課題です。

〈施策の方向性〉

上述した課題を踏まえて、以下の取組みを重点施策として展開します。

- 生活困窮に陥った人へ「生きることへの包括的な支援」を強化
- 支援につながっていない人を、早期に必要な支援につなぐ
- 関係機関との連携

重点施策4 勤務者・経営者の自殺対策

本市の自殺者の現状から、職業別自殺者の割合では被雇用者・勤め人の割合が最も多くなっており、自殺の危機経路をみても職場環境の変化、人間関係、過労等が発生頻度として大きく示されています。

このことから、勤務者・経営者ともにメンタルヘルスや受診の目安などの周知、働きながらも利用できる相談窓口の周知とともに、職場内においても周囲の変化に気がつき、相談につなげられる人材育成や職場環境づくりのためにこころのサポーター（ゲートキーパー）養成講座の開催を企業とともに実施していくことが課題です。

〈施策の方向性〉

上述した課題を踏まえて、以下の取組みを重点施策として展開します。

- 勤務者・経営者に対してメンタルヘルスについての情報提供
- 職場内での「気づき」「つなぎ」の力を高める
- 相談窓口の周知

第 5 章 自殺対策の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、行政、関係機関、市民等が相互に連携・協働して自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

1 いのち支える寒河江市自殺対策庁内会議

副市長が本部長を務め、施策の進行状況を把握・分析し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善していきます。

<いのち支える寒河江市自殺対策庁内会議>

本部長：副市長
副本部長：教育長
本部会員：総務課長、企画創成課長、税務課長、市民生活課長、農林課長 商工推進課長
福祉国保課長、健康増進課長、子育て推進課長、学校教育課長、生涯学習課長
作業部会長：健康増進課長
作業部会員：作業部会長及び作業部会員が所属する課から推薦する課長補佐、主査又は係長

【掌握事務】

- (1) 自殺対策計画の素案の策定に関すること
- (2) その他自殺対策の総合的な推進に関すること

2 いのち支える寒河江市自殺対策計画推進委員会

関係機関や民間団体等で構成する寒河江市自殺対策計画推進委員会を立ち上げ、今後の施策展開に向けた意見を聴取するとともに、目標に対する到達度の検証を図っていきます。

<いのち支える寒河江市自殺対策計画推進委員会>

委員：保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、地域団体関係者、関係行政機関の職員
公募による者、市長が認める者

【掌握事務】

- (1) 自殺の実態把握及びその情報の共有化に関すること
- (2) 自殺対策に係る関係機関の連絡調整に関すること
- (3) 自殺対策の推進に関すること
- (4) 上記のほか、市長が必要と認める事項

③ いのち支える寒河江市自殺対策計画策定委員会

いのち支える寒河江市自殺対策計画（第2期）の策定にあたり、有識者等による検討を行うため、令和5年度に設置・開催しました。

いのち支える寒河江市自殺対策計画策定委員会委員

(敬称略)

No.	氏 名	所 属
1	中 西 圭 吉	南さがえ病院 院長・精神科医
2	本 間 優 治	山形県精神保健福祉士協会
3	工 藤 正 年	寒河江市社会福祉協議会 会長
4	小 山 三枝子	寒河江市民生委員児童委員協議会 常任理事
5	鈴 木 純 一	社会福祉法人さくらんぼ共生会
6	村 上 安 浩	山形県介護支援専門員協会
7	阿 部 千 穂	山形県立寒河江高等学校養護教諭
8	廣 谷 久美子	山形県教育センター 教育相談課長
9	佐 藤 和 好	寒河江市シルバー人材センター 事務局長
10	土 屋 恒 一	寒河江市商工会 事務局長
11	菊 池 達 夫	寒河江公共職業安定所 統括職業指導官
12	金 田 真 弓	村山保健所 精神保健福祉主幹
13	大 貫 孝 伸	寒河江警察署 生活安全課長
14	森 鍵 祐 子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻 地域看護学分野

4

いのち支える寒河江市自殺対策計画（第2期）の策定経過

期 日	開催会議名	協議事項等
令和5年 8月25日(金)	いのち支える寒河江市自殺対策庁内会議 (第1回)	・第1期自殺対策計画の評価検討 ・第2期自殺対策計画の骨子案に 基づき方向性の検討
令和5年 10月16日(月)	第1回いのち支える寒河江市自殺対策計 画策定委員会	・第2期自殺対策計画の計画案に ついて
令和5年 11月10日(金)	いのち支える寒河江市自殺対策庁内会議 (第2回)	・第2期自殺対策計画の計画案に ついて
令和5年 11月27日(月)	第2回いのち支える寒河江市自殺対策計 画策定委員会	・第2期自殺対策計画の計画案に ついて

資料編

1 自殺対策基本法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用

を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成18年10月政令343号により、平成18・10・28から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第2条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成27年9月11日法律第66号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第7条の規定 公布の日
- 二 [略]

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [平成28年3月30日法律第11号]

(施行期日)

- 1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 いのち支える寒河江市自殺対策庁内会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の趣旨に基づき、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、自殺対策を全庁で横断的に取り組むために、いのち支える寒河江市自殺対策庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の素案の策定に関すること。
- (2) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(本部会)

第3条 前条で規定する事項について検討するため、庁内会議に本部会を置き、別表に掲げる者をもって組織する。

2 本部会は、本部会長が招集し、会議の議長となる。

3 副本部会長は、本部会長を補佐し、本部会長に事故があるとき又は本部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 本部会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第4条 第2条で規定する事項に関する具体的な取組について検討するため、庁内会議に作業部会を置き、作業部会長及び本部会員が所属する課から推薦する課長補佐、主査又は係長をもって組織する。

2 作業部会長は、健康増進課長をもって充て、必要に応じて作業部会を招集し、これを掌理する。

3 副作業部会長は、作業部会員のうちから作業部会長が指名する職員をもって充て、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故があるとき又は作業部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(庶 務)

第5条 庁内会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の設置に関し必要な事項は、本部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	総務課長 企画創成課長 税務課長 市民生活課長 農林課長 商工推進課長 福祉国保課長 健康増進課長 子育て推進課長 学校教育課長 生涯学習課長

3 いのち支える寒河江市自殺対策計画推進委員会設置要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づき策定した自殺対策計画について、自殺防止対策に係る関係機関その他の団体が相互に連携を図り、本市における自殺対策を総合的に推進するため、いのち支える寒河江市自殺対策計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺の実態把握及びその情報の共有化に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関の連絡調整に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組 織）

第3条 委員会は、委員14人以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任 期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員を委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

いのち支える寒河江市自殺対策計画（第2期）
令和6年3月

編集・発行	寒河江市健康増進課
住 所	〒991-0021 山形県寒河江市中央二丁目2番1号
電 話	0237（85）0973



いのち支える